

刑 政

號 月 十

行 發 會 協 務 刑 法 財
人 團

中華民國二十七年十月十日

法學博士 山岡萬之助先生著

刑事政策學

菊判皆革
上製函入
定價金八圓
送料廿七錢

（賣發々愈）

刑事政策學は犯罪と刑罰とを研究の客体と爲し其の原因結果を討尋して刑法の精神を釋明し之か運用をして事宜に適應せしめ以て社會の病的現象たる犯罪防遏を目的とする左れば刑法制定の局に當る者及其の運用を掌る所の檢察、裁判、警察の職に在る者、刑務官、刑事辯護を職とする者は勿論一般の社會事業家殊に司法保護事業に従事する者の必讀すべき無二の寶典たり
著者は現時我國に於ける刑事學の大家にして多年司法の要職に在りたる山岡博士に於て最新且深遠の學理を闡明し實務の經驗を披瀝して其の蘊蓄を傾倒し立論の根據を最新の統計に採り空理空論を避け斷案を事實の上に置き論旨透徹引證該博に説明懇切叮嚀にして刑事政策の科學的著述として最も權威あるものなり敢て江湖に獎む

發行所

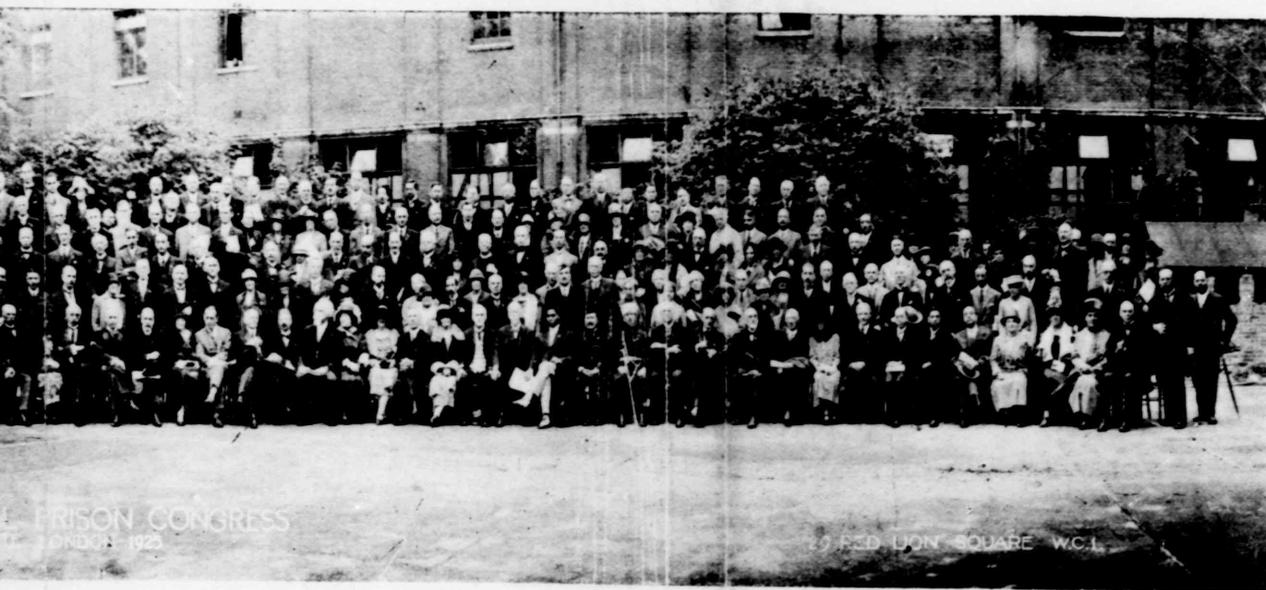
發賣所

東京神田三崎町
振替東京八四〇九番

東京神田一ツ橋通
振替東京三七〇番

日 本 大 學
有 斐 閣 書 店

第 一 回 開 閉 式 行 禮 式



（一）

員席出議會務刑際國回九第るたれか開にンドシロ



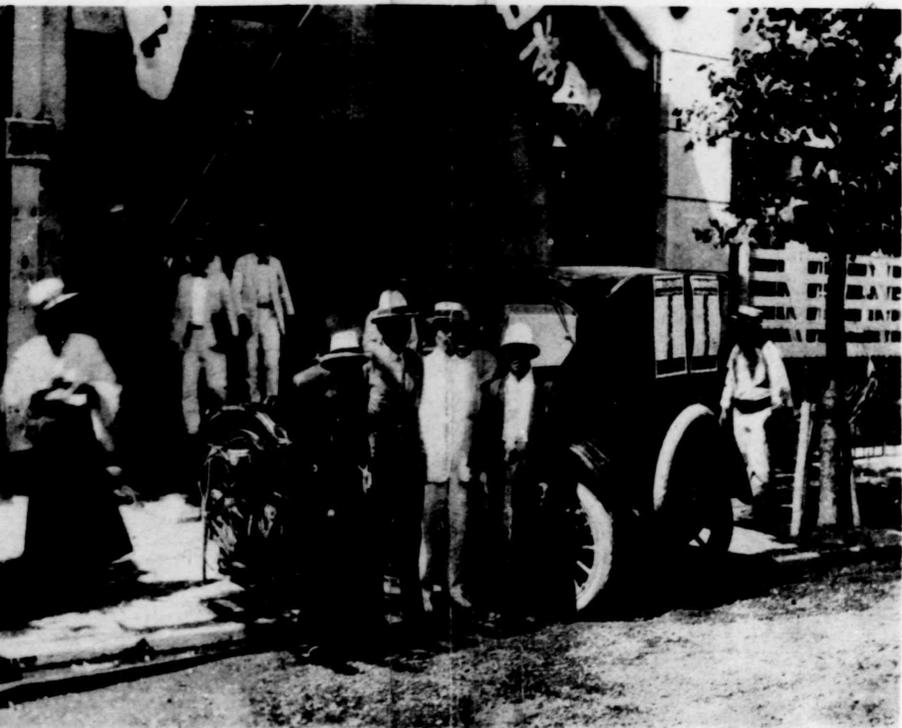
HOLBORN PHOTOGRAPHIC CO

NINTH INTERNATIONAL PRISON CONGRESS
CRIMINAL INSTITUTE LONDON 1923

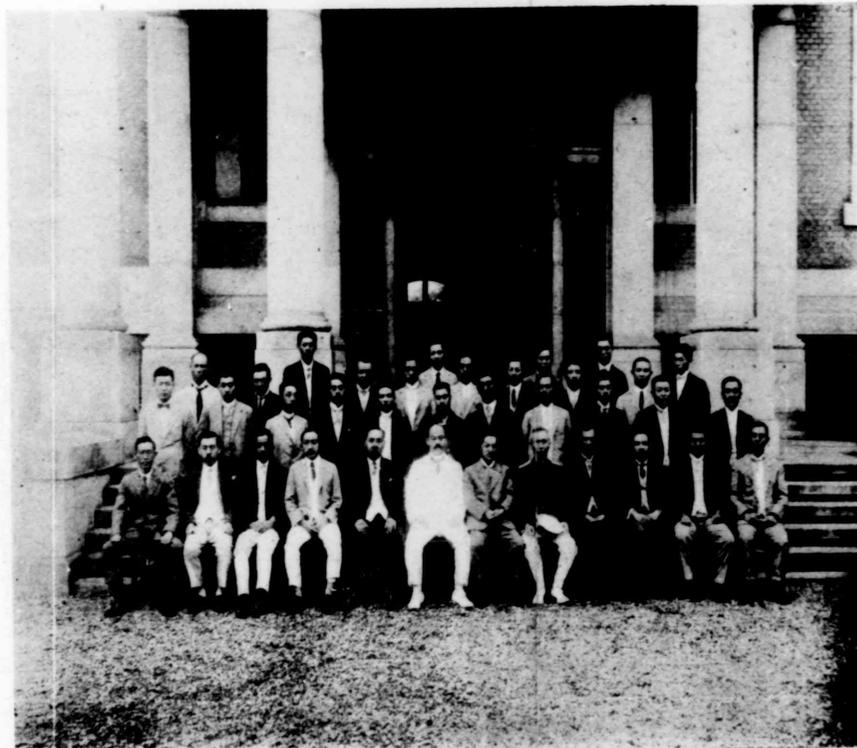
RED LION SQUARE

〇〇〇〇 〇〇〇〇

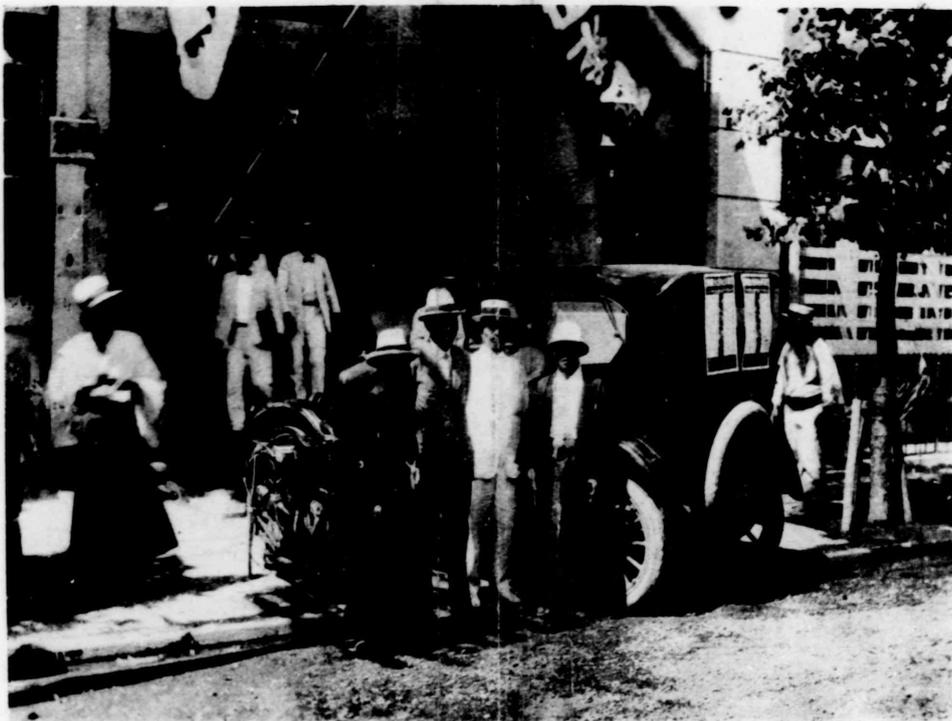
問訪を社聞新知報員盟聯業事護保者放釋京東にあ爲の頼依を載記聞新のーデ厚宣業事止防罪犯



者業終所習練師技業作



問訪を社聞新報員盟聯業事護保者放釋京東にめ爲の頼依を載記聞新のーデ障宣業事止防罪犯



刑政 第參拾八卷第拾號 目次

瞬間的教化と恒久的教化

卷頭言

論說

刑の個別化に就いて……………井上哲治(三)
 江村氏の教誨論に就いて……………山中謙演(九)
 教誨論に就いて……………劉屋哲公(四)

資料

個人教誨の方法……………富井隆信(一六)
 獄談夢語……………赤田眞了(三三)
 獨乙刑法草案に於ける刑罰の意義……………ドクトル・グリユンフト(三七)
 新嘉坡刑務所狀況……………第九回ロンドン國際刑務會議……………(四〇)
 紐育の犯罪防止宣傳カード……………(四三)
 アメリカに於ける不妊法案……………(四四)
 アルプス山脈寫真永遠のかけやき映画感想概要……………富井隆信(四八)

雜錄

刑務閑談……………岩村通世(五五)
 受刑者の感想を聞きて……………香川生(六四)
 静岡刑務所で發明……………(七〇)

叙任

刑務令規

會報

家庭欄

瞬間的教化と恒久的教化

受刑者の教化方法には色々なものがあります。お説教で教化する方法、文字で教化する方法、見せて教化する方法、聽かせて教化する方法、その何れもが如何にすれば受刑者に良い印象を與へるか、如何にすればそのインスピレーションが恒久的であるかに眼目を置かねばなりません。従つて同じ教化方法でも此のインスピレーションが瞬間的であるとか又印象の薄い場合は他の方法に驅逐せらるゝの運命に逢着せねばなりません。換言すれば教化方法として最も價值あるものは良い印象を刻することゝその印象の恒久的なることの二つを兼ね備へることでありませぬ。試みに近頃の教化方法を見ますと兎角その方法が瞬間的のインスピレーション、具体的にいへばその時は感極まつて涕泣滂沱たるものがあるが、その印象は直ぐに消え去る様な方法が選ばれるようであります。蓄音機で言へば浪花節を選んで眞のメロデーを捨てるとか、教誨でいへば信仰的の説教を捨てて一時的感傷的の話をするとか。われわれは教化方法が娯樂的なものゝ中に恒久的のインスピレーションを含んで居る場合でさへも刑務所の教化方法として之をしも享け入れ度いのであります。

要は行刑教化の眞價を得るには教化を教化として行ふよりも自然的、俗に謂へば肩のこらぬ中に恒久的に消え去らぬ教化を與ふる方法が見つければ、それが上の上であります。(夢)

論 說

刑の個別化に就て

井 上 忻 治

刑の個別化に就て

刑の個別化(Individualisation de la peine)といふことは必ずしも新しい觀念ではない。そしてまた概念的には必ずしも刑法理論に關する所謂目的主義乃至主觀主義にのみ獨自的なるその基礎付けを見出すべき必然關係を有つて居る譯のものでもない。刑の個別化は、應報主義たると目的主義たると、將た客觀主義たると主觀主義たると、その基礎觀念の如何を問はず、尠くも近世の刑罰制度に於て普遍的に確認された必然的要請なのである。刑の個別化は純政策的概念であつて、理論的概念ではない。

しかしながら、刑罰の個別化の概念にそのより合目的なる基礎付けと、より充實せる政策的意義と、より確かなる妥當性が確立されるに至つたのは、言ふまでもなく實證學派の努力の結果にはかならなかつた。實證的理論の確立を俟つて、刑の個別化は初めてその政策的價值を保障されることになつた。この意味に於て刑の個別化は、本質的に

は、まさしく新理論の創造と言はれ得るのである。蓋し犯罪が單なる一つの法律事實であり、犯人が單なる一つの人格的抽象概念であつて、刑罰はかくのごとき法律事實に論理的に結合された單純なる法律的效果に過ぎないものであつたならば、そこには本質的に刑罰個別化の基礎附けを見出す譯には行かない。犯人は決して單純なる人格的抽象概念ではなしに、生物的、社會的制約の下に活動する複雑なる有機的動物であり、そして刑罰はかくのごとき有機的動物の反社會的行動に對する社會的、反動作用であることの明確なる認識が確立されるに至つて、刑罰個別化の要請は初めて本質的に基礎附けられ、そして科學的に價值附けられることになつたのである。

自然現象として犯罪の性質が科學的に明らかにされたのは、明らかに實證學派の功績であつた。しかるに自然現象としての犯罪は結局反社會的現象であり、社會の病的現象である。そしてかくのごとき病的現象は、何れにしても犯人の生物的條件、言ひ換へればその心理的、生理的條件を離れては考へられない。それ故に犯罪は多少とも重大なる道德的及び法律的價值判斷の對象たるべき人間行爲であると同時にまたこの行爲は、それ自體多少とも社會的に危険なる一つの人格を直接に表現する證憑 (Indice Révélateur) 乃至徵表 (Symptôme) なのである。かようにして、實證學派は犯罪の本質を人格的悪性乃至犯

罪的危險性 (Temibilità o pericolosità criminale) として表現する。

従つて、實證學派の要求する新しいメトードに従へば、刑法及びその適用と刑事學との樞軸を成すものは、犯罪——法律的抽象化としての——ではなしに、犯罪人なのである。

そして刑の適用はその執行を終りたる後再び社會生活に復歸せしむべき犯人の人格にそれが嚴密に適合する場合に於て、初めて合理化されることとなるのである。

インゼニエロスはこの實證的研究を醫學に準じて三段に區分する。即ち第一段は犯罪原因の研究 (Etiologia Criminale) であり、第二段は犯罪學的診斷 (Clinica Criminologica) であり、第三段は犯罪の治療 (Terapia Criminale) である【註一】。これを詳言すれば、犯罪を定命する各種の素因を研究するのを第一段とし、これ等の素因によりて犯人の人格を特質附けたる危險性の態様を研究するのを第二段とし、犯人の人格的匡正と社會防衛の實效とを保障する爲に、それ／＼各個の危險性の態様に適應する手段を考案するのを第三段とするのである。そしてこの第三段は即ち刑の個別化を意味するものにほかならない。それ故に、刑の個別化は結局實證的研究の最終過程を成すと同時に、また刑事政策の究竟目的を成すものである【註二】。

【註一】 Ingegner, Nuova classificazione del delinquente, 1907, P. 13 e Segg.

【註二】 Silvio Longhi, Repressione e prevenzione nel diritto penale attuale, 1911, P. 661 e Segg.

刑の個別化は三個の段階に於て體系化される。立法上の個別化、裁判上の個別化及び
行刑上の個別化が即ちそれである【註三】。

立法上の個別化は犯人の人格的範疇を區別して、それ／＼これに適應する刑罰及び刑
罰類似處分を豫定し、以て裁判上の個別化の準繩たらしめることを趣旨とするものであ
る。しかしながら、尙ほ事實による犯罪の分類に立脚する現代の刑法に於ては、未だ本質
的に立法上の個別化を存するものとは認めがたい。現行法制の下に於て立法上の個別
化と看做され得るものは、僅かに刑の加重及び減輕の事由にすぎないであらう。加之、こ
の事由にしても單に犯罪事實の輕重と責任の程度とを基礎として認められたものであ
つて見れば、それは毫も犯人の實體的性質から抽象されたものではないのである。それ
故に結局は單に責任 (Responsabilité) に基く個別化に過ぎないものであり、従つてまた精々
ネオ、クラシツツ派の要請以上に出でないものであり、決してこゝに謂ふ眞の個別化では
ない【註四】。本質的意味に於ける立法上の個別化は常に犯罪を定命する諸因子に就いて
の人類學的(心理的、生理的乃至生物的)及び社會學的與件を基礎とした人格的範疇の類別
を前提としたものでなければならぬ。かようにして實證學派は「犯罪的人格」(Personality
Criminalis)乃至「社會的危險性」(Gemeingefährlichkeit, Reauté Sociale)による犯罪の分類を要求

するのである【註五】。

【註三】 R. Saleilles, L'individualisation de la Peine, 1909, P. 14.

【註四】 R. Saleilles, S. Op. Cit. P. 201.

【註五】 S. Longhi, Op. Cit. P. 871 e Segg.

將來の刑事立法は是非ともこの實證學派の要求によりて方向附けらるべきものだ、
固より私は確信するものではあるが、しかし、それにも拘らず立法上の個別化は決してそ
れ自らに個別化の強制的公準を科するものであつてはならない。立法上の個別化は單
に極めて廣汎なる個別化の基礎と極めて彈力的なる適用の契機とを與ふるに止まるべ
きものであつて、そこには、各個の場合に於ける特定の犯人に關する一つの特別な研究
に従つて、嚴密に個人的なる一つの裁判上類別を常に可能ならしむべき充分なる餘地を
存せねばならぬ。何故ならば法律の關するところは單に抽象的概念の型成に止まつて、
具象的實在に關する判断は獨り裁判官にのみ許されたる特權だからである。それ故に
法律は單に個別化の基礎を裁判官に供給し得るに止まつて決してそれ自からに個別化
の機能を主張すべきではない。この意味に於て、立法上の個別化は結局裁判上の個別化
の法律的統制に過ぎないものと言はねばならぬ。

眞の個別化は法律の適用をもつて初まる。理論家は犯罪に於て單に一つの法律的實體をのみ認めて所謂「法理」と呼ばれる一つの抽象的論理によりこの實體の分拆にのみ没頭することが出来ても、一定の犯人に就き一定の犯罪を確認せねばならない。裁判官にはかような論理的遊戯は許されない。刑事裁判の主役は常に犯人である。判事、検事又は辯護士の處理すべき事件の眞の素材は法律的實體としての殺人又は竊盜ではなしに、直接殺人犯人であり竊盜犯人である。而かもより正確には、この殺人犯人であり、この竊盜犯人である。従つて假令彼に歸せらるべき罪が同一であり、また彼れに適用される刑法の法條が同一であらうとも、素材としての犯人は決して同一ではない。それ故に、裁判官は例へば暴力、誹毀、愛欲、復讐といったような人間の感性若しくは活動性の抽象的形式に就きて判断すべきものではない。裁判官の判断すべきものは常に一定の年齢、性質、資格、少年時代、乃至斯々の環境の下に置かれたる家族的及び社會的生活を有するこの暴行者であり、この復讐者で在らねばならぬ。刑の適用の個別化はこの觀點に於てのみ是認される。それ故に、刑事裁判に於て常にその眼目とされるものは専ら被告の人格なのである。

然らば、今日の刑事裁判の實際は果してこの個別化の要求を充分にさせて居るものであらうか？否寧ろ、我々は、今日の刑事裁判がこの個別化の科學的觀點に於て尙ほ極めて不満足なものであることを遺憾とする。

刑の個別化の科學的基礎が常に刑事人類學的(心理的、生理的乃至生物的關係に於ける)及び刑事社會學的所與で在り、従つてこれ等の科學的所與(Donnes Scientifiques)の組織的利用がその先要條件たるべきは、個別化の本質に關する前記の簡單なる指示によりても、蓋し明瞭なるべきはずである。

今日の刑事裁判が最早徒らに傳統的理論家の所謂「法律的論理」の空虚なる概念崇拜の型式を進行するものでない——少くも意識的には——ことを、固より私は誤認するものではない。今日の裁判官は、犯罪事實よりも寧ろより多く犯人そのものに就きて、犯罪の眞相を究めようとする。然しながら、判事にしても、檢事にしても、被告の人格の吟味に就き、彼等の用ゆる手段は大況一つの印象的直觀であり、若しくは單なる經驗的判斷であつて、毫も刑事心理學乃至刑事人類學の重要な所與を組織的に利用したる一つの方法的吟味(Methodische Prüfung)ではない。その吟味は今尙ほ依然として舊來の聯想心理學的型式から脱却したものでないのである。(續)

江村氏の教誨論に就て

山中 諦 演

刑政八月號の菊屋氏の「教誨は教誨師の人格そのものである」に對して同九月號へ江村

案太郎氏は菊屋氏の教誨論に就ての一文を寄せられてある江村氏の所論を見るに批判よりも寧ろ非難に徹してゐることを非常に遺憾に思ふ。恐らく一度よく讀んで二度位讀まれたことであらう。もう二三度心讀することを惜まれなかつたならばこんな所論なくてすんだことであらうと思ふ。

先づ所論の全体を通じて案するに廣義の教誨だの狭義の教誨だの存するものではない従つて教誨師の教誨も他の映画教誨、繪画文書、音楽教誨と並行的なものであつて其間何等の差等の存すべきものではないと云ふにある。

人間の器械化と云ふこと、器械の人間化と云ふ事がある、ともすると科學と云ひたがる連中は人間の器械化を要求せんとするものである。然し是れは極論すると電車と自動車があれば足は入用でないといふ事になりはせないだらうか。凡そ人生の向上的機能として知と行とがある事は一般に認められてゐる。知とは理性價値の認識であり行とは此れが價値の實現である。江村氏の所謂アリストテレスの知的道德、實行的道德と云ふのも概らく此を指すものであらふ、而も此の道德的修養が其始終を通して蓄音器によつて得らるとするならば恐らく其れは電車があれば足の補助となるものではないに電車があれば足はいらないと云ふ結論に到達するであらふ。果してそんなものであらふか。尤も教誨の意味が漠然たる改過遷善と云ふ抽象的な概念に存するならば學校教育の例九頁に見るやうな事實が存して刑務所内に於ける所長は勿論各役員さては裁判所判

檢事保護會主任等數限りなき其他一般の凡そ改過と遷善の設備と機關とは教誨であらふ。常識は如上の如き場合を認むるものであらふか。學校に於ての修身科の教授と刑務所に於ける教誨師とは自から異なるものゝありて存することは勿論であるが學校に於てすら修身科の教授は他の教授と自から異なる立場にあることは明かなることである。少くも語學の先生と物理の先生が各自の専門に従つて此を示すものとは一應區別する必要があると思ふ。

刑務所の中にも亦他の一般に於ての如く物に關する側と心に關する側との存在することを否定する事は出来ぬ、心に關する側のすべてが或る意味にて教誨と云ひ得るかも知れぬ、而し自から其の間に主伴の存することを認めねばならぬ、卒直に云ふならば其の主とする處のものは教誨であり其の伴とする處のものは教化である、訓育である、教誨は全人的要求に根據する全人的變化を要求し、教化は此に資成し此を指導すべき任務として自から教誨と教化とは混同すべきものではない、刈屋氏の所謂廣義の教誨とは今の教化を指し狭義の教誨とは正しく今の教誨を指すことであり所謂第一義的教誨は教誨の本義であり世俗的教誨は教化を指すものであると思ふ。もとより私は教誨師即人格高き者等あへて云ひ得る資格の存するものではない、而もすべて人格陶冶教化の事業が崇高なる人格者に依存すべき事實は歴史の示して余りある處である、如何に世の中が進化すればとて人格の感化修養に崇高なる人格の代りに巧

妙なる蓄音機と雄大なる映画で足りる時代は人間が機械化せない限りあり得ないことを信ずる。

而ももと道徳は私達に人間はかくあるべし又は人はかくあらなければならぬと云ふことの知と行とを示す而も尙其の根柢にやむに止まれぬ宗教の理性の普遍妥當的價値を私達に於て又は私達を通じて其の價値の内容を實現する超越的絶對的實在の顯現としての體驗が深く裏付けることによつてこそ其の價値が層一層高められ得ることを信するものである。

此を要するに教誨の本質は被教誨者の反社會格を社會適應格に全人格的變化をなさしむにあるので此は宗教的信念によつて完成せらるべく其他の教化(道徳教其他社會生活に必要なる高僧)法は此れが資成と自ら社會生活に必須なる乃至人間として必須案件たる修養の助成として意味あらしむべきである。

江村氏の曰く宗教家に非るものでも宗教を語ることが禁せられてゐないから僧侶の専有するものは宗教的儀式であると考へると云はれてゐる。一寸尤もな様である、而して誤れるも甚しいものであらふ。宗教は一の高賣の資料即ち職業ではないと云ふ意味に於て誰でもが語り得る、而し自から宗教に對して或る種類の思念と修養と感激とを保有する一團の人間が特に社會分化の必要上生じたことは今更らしく申上げる迄もないことである。極端に云へば電車運轉は誰れにでも出来るから運轉手は入用でないと云ふ

ことになりはしないかと思ふ。

尙同氏は荆屋氏が映画や音楽を教誨の補助機關であると云はれたことに對し非常に氣にして敢て論ずる必要がないかも知れぬがと丁寧と言ひ譯して人間の機械化として人格的教誨並に教化とを音楽の教化と並行に取扱はんとしてゐられる。改めて申し上げ戒護に番犬と武器とを設置して威嚇すると教誨並に教化とは自から異なるものがあるのである。

最後に氏は道徳的情操の陶冶と云ふことを擧げて……眞の人格なるものは多くの場合世俗より超脱し文書教誨とか音楽教誨などの言葉の如何に依り價値を上下さるべき筋合でない寧ろかゝる言葉を氣にやむは人格超然の本筋に入らずして徒らに現實に囚はるゝものではあるまいかと云つてゐる。尤も最後に文中過語あらば尊敬する同氏に謝すと云つてゐられるから此の邊は正に謝するに相當する邊であらふから多くを云ふを要しまい。私は是に荆屋氏の確信の下になる尊き文字の前後が滿天下の教誨師諸君希くば器械的教誨を以て満足せざるの覺悟を喚起せよと云て居られるのに合掌此を久しくするものである。教誨師即人格者であると云はれたのではない、教誨と教化とが熱烈なる信念に裏ら付けられたる人格的感化教養にあらざるべからざる少くとも根本中心たるべきを疑ふ余地の存しないことを信するものである。更に云ふ、

眞の教誨の完成は教誨師其の人の熱烈なる信念と人格の崇高とにある。

尙同氏は私は道德の教が教誨の内容であると信ずるから教誨師の外に教誨はないとの論断に賛同することは出来ぬと云つてゐられる。

廣き意味での教誨即ち教化の内容としてはたゞに道德のみではなく社會生活に必須なる案件の萬般は悉く苟くも作業にしろ醫務にしろ或る意味に於て教化の内容たるに妨げなきものであるしかし第一義的教誨は其内容を宗教とせなければならぬ何となれば道德は時と處を隔て、變化するものである。加之道德は前述の如く理性價值認識即ち知と此の價値の實現たる行とが是非伴ふことを必要とする而も此の知の極度に高めらるゝことゝ其の實行の極度に擴充せらるゝことを豫想する限りに於てのみ可能であり得る然るに事實上被教誨者は或る意味に於ての道德的破産者である此等を救済し得るものは獨り宗教の攝取の力である熱烈なる信念の力である。

教誨論に就て

荊屋哲公

江村兄足下、九月號貴說拜承、啓發する所多きを感謝す、教誨に就ては廣狹二義あり、貴説は廣義に屬するものにて、此見地よりすれば一切万法悉く教誨なり、これ予が前にいふと

ころならずや、併し他の一面には狹義の教誨あり此見地よりすれば教誨師の人格そのものが教誨なり、此廣狹二義の解釋は相互敢て妨ぐるものに非ず、而して足下は廣義に據りて力説し、矛は狹義に基いて之を論ず、蓋し一多相即の妙趣なきに非るなり、然りと雖も教誨の中心はその何れに在りやといふものあらんか、勿論狹義に存す、これ何事の中心論を考察するにも共通の理法として、擴充されたる場面に於いてするよりも、狭小せられたる局部に於てするほど、より多くの熱と力とを有する中心を捕へ得ればなり、尙貴説の首尾に於て科學的研究の必要を説かる、聊かくすぐらるゝの感なきに非るも、吾人亦共鳴するものに外ならず、足下乞ふ諒せよ。

犯罪の増加に憚む米國

米國の犯罪激増について、ポストン。

ポストンは「今日の犯罪増加を防止する唯一の手段は犯罪者を最も峻厳に而も迅速に處罰するにある。……現代社會の弊害は所謂犯人保護あるひは感化と言ふ、温情主義の名によつて、巨額の費用を費し、あるひは出獄保護、執行猶豫等犯人をして安心の上罪を犯さしむる機關や設備が余りに多きに失して居る。要は、正義をして最も嚴格に働かしむるにある」

と、力説して居る。

またトロイ・レコード紙は、米國の犯罪増加率を以て、米國の社會的欠陥によるものとなして曰く、「英國の犯罪者の少数であることは、彼等は傳統的に、法律を遵守すべく教養されて居るからである、然るに米國は、多種多様の外國移民が集合し、しかもそれ等の移民等は、本國において割合に教養のない者が多いし、従つて法律を尊重する觀念に欠乏し

てゐる、その證據に重大犯人の多くは、

外國生れの移民、若しくはそのふん圍氣に育つた者に多く、純粹の米國人は少ないのである」と

米國の犯罪増加の傾向は、近來讀者間の問題となり、ユー・エス鋼鐵社長グリーリー氏、ニウヨーク知事スミス氏、前國務長官ノックス氏、前駐伊米大使チャイルド氏、ルーズベルト第二世氏等を中心とする國民犯罪調査會なるものが組織され、犯罪退治に向つての大運動が開始されることになつた。

個人教誨の方法

富井隆信

個人教誨は教誨師が説くものでなくて、相手方に談らするものである。教誨師は聴者である。依て總集教誨と個人教誨とは説聴の能所が反対であるところが、即ちその相違する點である。

さて個人教誨は何を聴かうとて相手に談らするのであるか？

- A 調査のため
- B 自覺を啓導するため
- C 相談に應ずるため

A 調査の爲めとは
身上に就て

b 性情變化に就て

c 保護に就て

a 身上調査

調査の時間は主として收容當時で、新入教誨はおもに此調査をなすものである。調査すべき項目は多數あるが主要なるは(イ)性質、(ロ)犯由、(ハ)環境、(ニ)教育程度、(ホ)精神的缺陷、(ヘ)種別、(ト)性向である。

(イ)性情

大体に於て左の三通りに分つことができると思ふ。

一、(心の動き易きもの) 多感。易激。疎放。浮薄の類。
(心の動き難きもの) 沈着。除露。剛愎。執拗の類。

二、(智慧の働くもの) 冷僻。陰險の類。
(智慧の働かぬもの) 頑固。偏狹の類。

三、(素朴ならざるもの) 淡泊。質朴の類。
(素朴ならざるもの) 狡猾。放縱の類。

この三通りは各その一に據るものでなくて、例へば素朴で智慧は働き且つ心の動き易きもの——淡泊にして敏慧且つ浮薄——といったやうなものあれば、その反対の心の動き難き、智慧の働かぬ、素朴ならざる——頑冥執拗——の如きもある。

(ロ)犯由

一、自然的原因(外界的)。二、社會的原因(人爲的) 三、個人的原因(先天的、後天的)の三種が犯罪發生の因由たることは勿論である。

個人的原因に、身體に缺陷があるのと、精神に缺陷があるのとありて、しかも其の缺陷に先天的なものと、後天的なものとがあるが、身體上の缺陷はわれ／＼には解らぬから、それは専門家に任せおく。さて犯罪の發生は犯罪人の精神的缺陷が直接原因である。その精神的缺陷は

時代の思想や、經濟狀態や、政治の關係や、又當時の社會相——流行、風紀、交通——の如きに由て培養せらるゝことが多いから、社會的原因是は間接原因である。而して天候、氣溫、季節、天災地變の如き自然的原因是は犯罪發生の誘因であるから、これも間接原因である。

直接原因は因で、間接原因は緣であるから、個人的原因は犯罪の親因で、社會的及び自然的原因是は犯罪の増上緣である。しかしながら犯罪人といふ精神的缺陷者即ち智能的、道德的の精神異常者は多くは社會的事情の所生であるから、犯罪發生の作能としては社會的原因是は甚だ有力なるものである。例へば犯罪者の多數は男であるが、その男を犯罪者たらしむるものは女たることが多いから、犯罪現起の作能としては女が甚だ有力なると同様である。此點からいへば、犯罪防遏は社會改良に廻らねば十全は期しがたいのである。

(ハ)環境

一、生育。間い人と失つた人、醇樸と傲倫、かうした

差別は甚しく生育状態に關係するのである。諺に氏より育ちといふ、赤ン坊の頃の寝かせやうで後頭部が圓うもなり才槌にもなると同じやうなわけであらう。片親に育てらるゝもの。一方又は兩方の親が義理のもの。異父母の兄弟の有無。實親にわかれ又義親を有ちし年齢等。および育てた人と育てられた者との關係、育てた人の愛情と貧富が育てられた者にどう影響してゐるか？。

二、家庭の良否。家庭の中心は長火鉢にあり。そこには茶器が置いてあるか、徳利がおかれてゐるか、屢訪づれて長火鉢を圍む人々は何を多く語る、女のことか、金まうけのことか、賭博の話か、無邪氣な四方山の物語か火鉢のそばにある煙管は女房の頭に飛ぶが多いか、子供の背に落ちるが多いか。早熟の男や饒舌の女はどんな家庭に多い？。

三、職業。顧客を遊廓に案内する習慣ある商店、取引又は集金の爲に店員を地方に巡回せしむる商業、花柳界を顧客とする商業、投機的商業、顧客の預かり品を融通す

(ホ)精神的缺陷

その著しきものを舉ぐれば、

立情。 能み易くして頻々轉業す、射倖、輪贏を争ふを喜ぶ。

耽酒。 暴飲、連續飲、酔後の惡辯、犯罪時の飲酒。

溺色。

浪費。 虚榮、浮華、放漫にして節なし。

易激。 反動的に興奮すること強猛にして、躁狂無類なり。

怯懦。 勉強の力も忍耐の力も脆弱にして、現前の利害にひき

つけられ遠慮持久の心なし。軽々しく峻嶮に應じ、迫

まられて追隨す。

巧詐。 虚構、捏造、誇張、豪語。

妄想。 獨斷自認、合理的なる諫諭を拒絶す。

放浪。 無計畫に郷里を出で、唯唯に主家を去る。

責任觀念薄弱。 犯罪が自己の將來に影響すべきこと、又被害

者、親屬に及ぼすべき影響に就ての思念乏し。平常親屬に對する思念厚からず。

まづ以上の項目を主要なるものとし、尙その他諸種の

便宜ある職業、雨天に働けざる勞働者、争闘し易き勞働者、移動勞働者等、業種によりて犯罪に遠近疎密がある。

(ニ)教育

教育の程度と罪質——智能犯か兇暴犯か。教育ある者は街氣虚榮の癖が多い。教育あるものは能く理解して柔順であるが、批評的態度をとることが少からぬ。教育有る者必しも優良ではないが、無教育者亦必しも醇樸ではない、無理解で、不柔順で、利己的放恣の態度を示すことが稀ではない。教育有る者は改悛する割合が無教育者よりは多いはずであらう。

教育程度の區分、興味を有する學科の種類とその思想及び犯罪との關係を調査する等の必要がある。

調査をして、こゝに一等の犯罪人となるに至つた経路關係がわかるのである。かやうに調査する結果、個性の外に犯罪人に幾種の種別があることが氣付かる。

(ヘ)犯罪者の種別

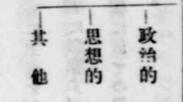
精神喪失者や白癡の者は犯罪行爲をなすことが屢有る又その行爲が惨虐を極むることも、稀れではないが、此等の者に刑罰の對象でないから除外して置く。

犯罪者は法律規則を犯したから犯罪者となつたのに相違はないが、その中に自己本位に由る犯罪者と、然らざる者がある。自己の利益又は感情のために法を犯す者を法理的犯罪者と名けて可からう。ところが自己の利益や愛情のためではなくて、國のためとか、社會のためとか眞理のためとかと信ずることが、法律制度に違反するとか、又は種々の規則が複雑に定められてあるがために知らずしてそれに觸れたとかいふやうなのは、法制的犯罪者と稱して可からう。

法理的犯罪者



法制的犯罪者



病的犯罪者は色情狂、放火狂、窃盜狂の如きで、心神喪失又は白癡の程度に達せざる犯罪自制能力不完全者である。

利慾的犯罪者は金錢物品に對する犯罪行爲をなすもの情慾的犯罪者は主として身體生命に對する犯罪行爲をなすもので、痴情嫉妬等の如き、性の關係に原因するものである。

興味的犯罪者は賭博の如き、興味にそゝられて犯罪行爲をなすものである。

兇暴的犯罪者は憤怒怨恨等の感情の激昂よりする犯罪で、多く身體生命に對する行爲である。

病的犯罪者はほとんど習慣的に犯罪するに至るなれど

犯罪者個性の要素を總該して、反社會性と悔愧性の二としたが便宜であらう。

一、反社會性といふのは
イ、共存觀念の欠乏。他人の損害苦惱を顧慮せざる心。
ロ、敬愛觀念の欠乏。父母妻子等親屬に對する顧念

二、悔愧性といふは
自尊自重の觀念。改悔、發奮、理解、持久の心である。
犯罪個性に有つてゐる反社會性と悔愧性に厚薄淺深がある。その程度が即ち個性の傾向である。大體性向は左

法の如く四等に分れるが、行狀、作業との配合便宜上、區分を増減しても好いのである。

反社會性	薄	厚	薄	厚
悔愧性	厚	厚	薄	薄
性向區分	甲	乙	丙	丁

何しろ自制能力不完全者だから別として、利慾的以下の犯罪者に習慣犯と偶發犯とを分つことができる。自分より求めて犯罪する即ち能動的なるが習慣犯である。たとひ始めての犯罪なりとも、さうした犯罪の爲方ならば習慣的犯罪者と見るべきであると思ふ。偶發的は機會に誘はれて犯罪の手を出すに至つたもので、受動的である。

(ト)性 向

受刑者の作業賞與金を計算する標準を行狀、作業成績及び性向と定められてある。が、さてその性向の解釋や區分が今のところ一定してをらぬやうで、各刑務所まち／＼のやうに思はれる。今わたくしの私見を以て説明するならば、

性向は個性の傾向で、性質、犯由、環境、教育、及び缺陷等、これらの要素が湊合して犯罪者の個性を造成しその要素の配合の分量に由て個性の有する程度を傾向といふのである。

b 性情變化調査

收容當時身上、種別、性向の調査を大體完了するのであるが、調査の誤謬を訂正する必要もあり、行刑に由る性情の變化もあるべきを以て、收容中拘禁、作業、教化反省、通信接見等の收容者に及ぼせる影響を、定期若くは臨時に全員に就て調査しなければならぬ。それがまた一面刑務官會議に於ける行狀、賞遇、假釋放上申、釋放者改悛狀況等の審査の準備となるのである。

c 保護調査

釋放後の歸住地、保護者、保護者の適否、釋放時の衣類旅費調達方法、釋放後の生計方法等は收容當初より調査しおき、滿期に近づきたる者、假釋放上申すべき見込の者に就いては最も綿密に調査しなければならぬ。この場合は尙保護者に引渡すか、單獨にて釋放するか、或る地點まで職員を同伴せしむべきか、作業賞與金の處置方

法等をも決定するやうに調査しなければならぬ。固より此調査は收容者以外の者に就いてする方が多いが收容者の希望豫定をも詳にしてをく必要がある。

B 自覺を啓導する爲め

個 收容者の教養は生業教育を施すことも必要であるが、精神教育としては、彼等の反社會性を自覺せしめ、悔愧性を啓醒せしめなければならぬ。しばらく其の方針を擧ぐれば

一、啓蒙。彼等の理性を揺り動かして、自己の精神的缺陷にめざめしめ、氣のつかぬこと、考の及んでゐないことを教諭するのである。

二、刺戟。利慾や暴恣や虚飾や反抗や焦躁のために純眞優婉なる情緒がふみにじられ、壓し潰されてゐるのを、自然のなりに伸び上がるやう、掘れば眞清水が噴き出るやうに、刺戟を加へるのである。

三、獎勵。障害を排し、困難に克ち、正しき決心を勉

個人教誨は人事相談、煩悶解決、處世指導の求めに應ずるものである。

制服帯剣のいかめしさうに見ゆる中で、威權ぶらず、役人ぶらず、しかも經を誦し珠數をもつ教誨師に心おきなう打明け話をして、相談にのつてもらひ、指教をうけらるゝといふことは、どれだけ收容者に取つてうれしき心強いことであらう。されど受刑者が相談をもちかける態度にもいろ／＼ある。まわりくどい話し方で、無暗に哀訴するもあれば、露骨すぎて無作法なものもあり、太甚しき威喝のやうな言ひぶりをするものも稀にはある。此奴生意氣だ、狡猾だ、執拗だ、虚偽だと豫断して、感情的に忌避の念を抱いてはならぬ。彼等の談話の、誇張もあ

くまで實行する、さうした希望と覺悟がムツ／＼持ち上がるやうに獎勵するのである。

四、内省。犯罪したのが恥かしいとか、正道を辿つて成功しなければならぬとかいふ通り一偏の功利的や、倫理的の發奮決心以上に、こゝまで倫落困頓の底に墮ちた深い機會境遇を善巧方便として、深い、どん底まで抉つた自己を觀照内省せしめなければならぬ。自己をどう修飾しやうかと見るのでなくして、本質的に自己を見るのである。自心の加工法を考へるのでなくして、實体の自心を見るのである。そこに往けば信仰に裏づけられざる人生は虚偽假空である。如夢幻泡影である。兒戯であり、演劇である。いかなる種別に屬する者でも、いかなる性質、いかなる犯由によらず、教育の有るも無きも、および刑務所に收容されたる事實は、宗教に觸着し、信仰に向進すべき上乘の境地である。

C 相談に應ずるため

だても其中に眞實もあり、理路もあり、苦惱もあるのだが、砂中の黄金を拾ふ心地でそれを發見しやうとつとめなければならぬ。それは彼等の心もちになりてみる、即ち同情して聽くことである。

教誨師の答辯は可、不可、許否、明確であるを要する。調査又は詮議を待たねばならぬことは、後日其結果を明示せねばならぬ。一時の氣休めを與へんとて、不即不離な曖昧な答辯をすることは薄情な爲方である。無理な相談をもちかけたときは無理な所以を諒解するやうに説明し、尙服さぬときは再考を命じて一旦對談を打切るが可からう。

獄談夢語 (下)

赤田生

「法」といふ字は、略字で古文では「灋」である。「灋」

は、「水」と「馬」と「去」の合字で、「水」は、面平か、

方圓の器に従ひ公平の義を示す。鷹は神獸、鹿に似、一角を有し、性質、罪を知り、囚人に之をふれしむると直ちに罪の有無を知ることが出来る。奸犬と同じものであらう。「去」は、惡を去り善につかしむる、遮顯の意である。

「ヘブライ語の「法」トラーも「ホラー」から来たもので、「導く」教へる」「指圖する」の意で、特に祭司が、宗教、道德又は儀式に關し、上帝エホバの名によりて與へられた教訓、指導又は、命令をさすのである。語源に更に、溯上ると、「ホラー」は、「ヤール」で、「投げる」の意、骰子をなげて、神を占ひ又は神殿に矢を投げて神意を占ふたのである。

印度の、「法」「ドハルマ」も、「規範任持自性物解」の義と、解せられてゐる。
我が法即ち「ノリ」も「ノツトル」で、同じ意味である。是等は、全て、神意に基くもので、絶体に、服従せねばならないと同時に、「法」は、猥りに、つくられるべ

きものではなかつた。然るに、社會制度並狀態の變遷は新しい事件を、惹起し、從來の慣習力を以てしては、統御することが出来なくなると、こゝに民心の統治權として、人爲的なものが出来て来る。

言ひ換へると、古來の「一法」が、分化して、新しい法律を、道德及宗教と對立的に、創成してゆくやうになつてくる。

我が上古は、征服國家であつた。「國ゆづり」等の方法で余り殘虐な争闘は、行はれなかつたが、天孫民族は他の民族を征服して、ヤマトの國を樹立した。そうして、天孫民族の神裔が、此界に、君臨することゝなつた。然し纏て、實際の社會的行政組織は、氏族に版することゝなつた。氏族は、共同祖先を有し、又は有すると信ずる幾多の「戸」を包含する團體で、各戸には、直系、傍系の血族を含んで居り、各戸には、家長があつて、家族を率ひ、氏には部若しくば伴と稱する團體や奴が隷屬し、

部民は、同族ではないが、氏に屬する氏を稱へ、首長と、同族同祖と考へてゐた。而てこれ等を統一し、結合を鞏固ならしめたものは、血族と同一の信仰を基礎とする守護神「氏神」の崇拜で、これには、(イ)祖神を守つたもの(ロ)居住地の神を守つたもの(ハ)縁故ある神を祭つたもの(ニ)朝令にして奉仕せるもの等があるが、同じく、その屬する氏を守護する神であり、其が神裔であるもの、神托により君臨するものが、權威をもち、氏長が中心たる統治權を有してゐた。

天皇も、司法權を、特別には有せず、又統治權も、天皇及皇族の直領地及人民に對してのみで、他の領地及人民の支配權を有せず、國家のため、諸の氏に屬する土地人民を徵發便役せんとするときは、先づ氏上に命じ、或は、贖罪の料として私民及土地を、獻せしめられたのであつた。故に、直接國家團體の基礎を危くする犯罪以外は、之の家長や氏上が、慣例によりて採配したのであつた。即ち、この時代には、法權はあるが、法規はなく

民信即法である。而して、その法は、神意をふくむものとして、絶對的な權威を持つてゐた。

然るに、各氏族は、漸次、階級的となり、一般には、固定的なものとなり、地位の高きものは、政治的勢力を有することゝなるにつれて、血統や系圖を詐つて、社會的、財産的地位を、得んとするものが、續出し、爲めに、之が制裁として、盟神探湯(區訶陀智)を用ひるようになつたが、その效果なく、且つ祖先の功績と、年時の推移と共に、忘却され、性は、權力の持續の外、無用のものとなり、雄略記に見えてゐるように、大連や民部の土地及び人民が増加し、國に充つる有様で、各氏族間の争闘も、激しくなり、ために、争闘に破れて、自滅するものが出来、また祖先崇拜の信仰より子孫繁榮を望むことは、一夫多妻となり、人口の増加を來たし、それと共に血族的關係よりも地方の分布的統合が、要求され、支那の文物、藝術品の輸入は、從來の經濟組織に變動を動かし、儒者の王道の精神、佛教の平等思想は、こ

の族制々度と相容る一處とならず、終にこの族制々度は崩壊することとなり、新しく個人の自覺を本據とする社會制度の、轉展となつた、大化の改新は、實にこの、族制々度の崩壊と共に、民衆的社會の曉を報ずる、祈鐘の音のそれであつた。而て、こゝに、明かなる「法」の超躍的の分化がある。即ち神意による法が、民意による「法」として、地上の網となつて來た。

蓋し、人民の公的行爲の規範たるべき社會力は、法の主体のうち、伏在して、發動の可能を有しつゝ、法の形式とならず、同僚意識若くはその内容化されたる慣習の力として潜在し、公向生活に關する民意、神意氏長の意は、絶対に服従せねばならないものといふ「自然の則」によりて律せられた。

然るに、民族的精神の失墜と、國家的權力の振興は、他の種々な理由と共に、公權によりて私權と義務の運行を明かに規定せねばならなくなつた。まづ、それは、嚆

矢として推古天皇の時、聖德太子の十七法の定めとなつて顯はされてゐる。が之れは、勅戒飭令であるが、同廿八年三月、有_レ不忠君后_三不孝考妣_三者_レ必_ス告_ケ若隱_セ者_レ同處_三其罪_二重科_三刑法_三(舊事紀)と詔された。

孝德天皇に至り所謂大化の改新となり刑を定め、八省百官がおかれ、文武天皇二年七月答法が施行され、天智帝のとき、唐法を擬して制を定め、文武帝のとき、刑部親王、藤原不比等に勅し律令の選定をせしめ、大寶二年律六卷令十一卷を制定して頒行することとなり、元正天皇之を修正して律六卷令十卷となし、こゝに我國の明文が、的確に、つくられた。

イスラヘルの「トラ」が「占」より、「教示」となり、教示より命令即ち法律となつたことゝその規を一にしてゐる。

「エーヴエルス」が、「古代の首長が、政治を爲すは、毫も、個人が私事を處理すると異なる所なく、豫め、抽

象的一般命令を下すことなくして、各事件の發生する毎

に、適宜に命令し裁決し又は調停したのである」と云つ

たのは、獨り「ロシヤ」の古代のみに當る言葉でなく、

史記の杜周傳に、杜周が、専ら君主の意を測つて獄を斷

じたので、或る人が、周の「専ら以_三人主_二意指_レ爲_レ獄」を

讓めたところが、周は之に答へて「前主_レ爲_レ是_レ著_レ爲_レ律

後主所_レ是_レ疏_レ爲_レ令」と云つたことと、原始社會には、君主

即法の觀念を有してゐる。「のり」は「宣」又は「告」で、君

意の宣言が規範となつたのである。

是れが、進化して、有形の法となつてくれば、「法」

が、特別な統御力を有することゝなりて來る。而して、

こゝに挿入される觀念は、即ち「公平」である。

さて、當時の、名例は、一、衛禁二、職制三、戸婚四、厩庫

五、擅興六、賊盜七、闘訟八、詐欺九、雜一〇、捕亡一一、斷

獄で、刑には、笞(一〇―五〇)杖(六〇―一〇〇)徒(一年

より三年まで)五等流遠中、近の三等死刑(絞、斬)があ

り、又六議三請の如き緻密なものが定められた。

六議とは、

イ、親…天皇の五等以上の親、屬、太皇太后四等以上の

親、皇后の三等以上の親

ロ、故…天皇のお側近くにつつたもの

ハ、賢…大徳

ニ、能…大才藝軍旅を盡へ、政事に益みなどするもの

ホ、功…國家の爲め大勳ありたもの

ヘ、貴…三位以上のもの

これ等が、死罪をおかしたときは、奏問を経て、議定

するのである。

三請とは、

イ、請…六議の親族、四位五位勳一等以下四等の死罪は

奏請してのち行ふ

ロ、減…六位七位勳五等六等の人は、應請即ち請をう

くべき祖父母、父母妻子孫の流以下は一等を減

ず

應請者、應請者自分が流以下を犯したときも一

等を減ず

ハ、續…應請者、應請者及八位勳七等以下十二等以上六

位七位勳五六等の應請者の父母妻子等の流以下は賤を許らし、銅金を、輕重によりておさめる

然し、應議者が八逆の罪を犯し應請者が八逆及人を殺し又、監守内にて他の妻を犯し、議請減請の人が、五流の罪を犯した時は、常律を以て科せられた。

而て、刑を科せんとするには、事實に、根據をおき、從てその證據をうることによりて、公平觀念の發現をせんとした。これは、グローチウスと云つてゐるように、法規の普遍性より生ずる弊を矯正する徳義である。

從て、公平は、優越なる公平であることを意味する。

故に諸斷罪而無正條其應出罪者則舉里以明輕重應入罪者即舉輕以明重といふ論理も出てくる。

かく、社會の制御力が、確立すると共に、從來の罪に對する觀念も、激變した。單純に、淨化することにより教はれた赦も、實質的な効力がなくなり、たゞの神意を汚す不淨業をはい清める宗教的儀禮とのやうになり、

儒教佛教の正義の觀念が、個人的自覺を促し思辨的判斷

が、一切の行爲に科せられるやうになつた。從てそれだけ、同族的同朋的な純情から來る連帶觀念は、うすくなり、罪を犯した人ばかりでなく村人、那人、國をあげて或は、朝廷がさきになり「都美」の祓をなされた上古の社會の同族的思念とは、夢のやうな差違がある。けれど窮窟なる不純な人間の城廓が出來たと共に、こゝに人智の必然的展開があることを、忘れることも出來ない。新しい國民の、エポックメイキングがある。

國民性には、政治的組織により他律的に着染された心理的現象と、内在的な自律的な國家的政治的な制御力を超へた集團的傾向の兩面を具してゐる。暫くこれを民族的心理と、國民的心理とに區別すると、我が民族は、

一、現實な氣分を豊かに所有し、生の國である、生し世」を深く讚嘆した。從て意志的幻想的な發達の余地がなかつた。

二、争闘の欲望が稀薄である。支那や朝鮮にゆけば各市

の純心の民族性の表現でもある。

然るに、この民族性は、時代と共に變遷する國民的性格により壓迫薰習せられ、階級的氣分が漸時濃厚となり形式的な卑屈に陥り、農業は奴隸的服従心を自然にあたへて、反發力なくゲルマンやスラブの共和的な自由社會の現出を見ず、かくて模倣心強く創造文化を有するなく大化の改新によりて、甚しく上流階級と下流階級との間に、文化其他百般の、相違を生ずるに至つた。固有の民族心理はますゝ國民的な心理のために、その、燃火を縮減されて終つた。然しながら、この民族性は、消滅したのでなく、たゞ潜勢的力となつたので我が固有の民族觀念は、隨時隨所に表現し、尙現在にまでつき、政治的制御力と或は調和し、或は反發して將來に向ひつゝある。武士道の精神も、國民的趣味も、即ち、その一表現である。

歌

三、民族の偏見を有せず、歸化人が氣持よく待遇されて

ゐる。これは、現代人にも強く顯はれてゐる。

四、活潑な心をもちてゐた、古事記には、純眞な戀が、限りなく顯はれて、思辨の所産たる善神と聖神との對象がない。魔法をおそれる感情が、豊かで、ことに舞踏を好み、戀のために、實の國たる「韓土」へ、カケオチしたことが隨所に見えてゐる。

この民族の心情は、宗教的信念と融和して、惡をにくむこゝろは熾盛でなく而して、多く、争鬪や鴛鴦も、兒童のような純心な心の所現で、從て之を、魔神の弄戯として觀をもつて、したことも無知の宗教心のみでなく、こ

歌

夢

語

大化の改新によりて、従来の不自由民は、解放されて平等と自由をうることとなつた。が、然し雑戸のうちには官廷工業に屬するものが残され、新しい賤民階級をつくるやうになつた。而て制度の完成と共に、生産の労働階級が、内容的には、再び奴隸的となり、班田收獲法の如きも中央集権制度の崩壊と共に、ます／＼地方の封建的群居をなさしめる原因となつた。新しい解放運動が新しい差別階級をつくつたことは一の皮肉であらねばならぬ。

上古の奴隸は、生産價值を、多くはもちてゐないが、新しいこの制度になると、奴隸は、社會制度上缺く可からざるものとなつてゐる。

聖徳太子が、蘇我の稻目と共同して、物部守屋を征め滅ぼされたのは、國法上の内亂で、破れた守屋は罪人である、されば、亂平いだけ後物部の一族は、没官されて奴隸となり四天王寺の奴婢として寄附された。太子傳曆には二七三人、寺に永く奴婢とする旨規定してある。

後法律上の擬制的規定となり、固定的となつたのである。次に律によると、官戸となりてゐるものや他人の家人奴婢が、謀反逆罪を犯しても只犯人のみを罰して、父子を縁坐せしめてゐない。之は本主の權利を、損傷するからである。

尙此の外に家人や奴が主や主の五等以上の親に奸して生む所の男女は没して官の奴婢とし、後になると、貨幣を鑄造したのも奴婢とされることとなつたが、其没官者が、「良人」であつた時には「官戸」となり、「奴婢」であつた場合は、「官の奴婢」とされた。さうして官戸は、國有田、又は皇室御料田、の耕作に用ひられ、官奴婢は、官公司に屬して雜役につかはれた。官奴婢は六十六歳になると、官戸となり、七十六歳に達すれば解放されて良人となつた。たゞ謀反大逆の罪に坐して官没されたものは八十歳に至つて解放された。(令義解戸令)

而て、養老令によると、(令義角卷十雜)
凡犯罪被戮其父子應配没不_レ得_レ配_三禁内供養及東

大化以後支那法を繼承するに及んで没官の刑は、明文を以て、或る特定の犯罪に科せられた、「近江令」や、天武天皇の制法が、如何なる犯罪人を奴隸としたかはわからないが大寶律令は、謀反大逆等の國事犯の一族を没して官の奴隸とした。養老令も同じである。律疏の殘篇に

「凡謀反及大逆者皆斬、父子若家人資財田宅並没官、年八十及篤疾者並免、祖孫兄弟皆配_三遠流_二、不_レ限_二籍之同異_一即雖_三謀反_二詞理不_レ能_レ動_レ衆威力不_レ足_レ率_レ人者皆亦斬父子並配_三遠流_二資財不_レ在_レ没限其謀大逆者絞、謀毀_三大社_二者徒_三一年毀者遠流_二」

この犯罪奴隸は、國家の危險性ある一族を社會から除去するため、従つて年八十以上の老齡や篤疾の不具者や妻妾の如き婦女子は危險性がないものは之を没官しなかつた。

且つ改新時は一般に、官廷工業に屬するもの、勤務年限、定員補缺食料の供給功程、時間等に關する規定があるが、

官所駆使

といふ規定のあることをみると、こうした奴婢は、天皇のお側近くにおかれなかつたらしい、復仇心ある危険として之を遠ざけるのである。之を、かの往古、罪を犯すことにより被をうけた須佐ノ男ノ命の子孫は、祓によるが故により、清淨の人間として、大功を立てたこと、思ひあはせると、思ひ半ばにすぎることがある。即大國主命は屢々災害を受けたが、根の國で、被をうけた須勢理毘賣神(須佐男命女)を娶りその人民の都美と穢れを祓いおとした比令の力により顯國にかへり福をえたのである。

(古事紀六卷に委し)

次に聖武天皇のとき、築紫に兵をあげて反した藤原廣嗣の父子五人は、官没され、流罪四十七人、徒罪三十二人、挺罪一百七十七人あつたと、「續日本紀」に記してゐる。

然し、平安朝は、前にも云つた如く、佛教の影響をうけて刑罰を寛にし、極刑も廢せられ逆人の如き、一等を

滅せられ、縁坐の人々も徒流に處せられるだけで没官されることも次第になくなつた。之は、社會の經濟制度の變遷にもよるのであるが、思想哲學の影響も、重大なる影響を與へてゐる。

歌

一般に、哲學や、思想は、現實を超へたものであり、

談

直接に反響を、この社會に、與へないようにも見えるが、實際的には、思想は力である。つねに、民衆的時代精神の上に反映する。佛教の渡來と共に、その生きた平等慈悲の精神が、從來の固有の傳統的精神に融化されて、新しい時代精神を、喚起し、法の形式的統一を超へて、慈悲と調和聖徳太子の所謂産業即佛道の理想をこの地上に具現せんとしたことは、明白なる事實である、ことに聖武天皇の時に至りては、祥瑞災異のときは大赦を行ひ、

語

中葉以後戸赦を以て欽恤の典とするの例をひらいた。之は、朝廷の勢力の消長いかによりてその効果の可否

が、實際問題となりて來るのであるが、その精神は、とにかく、美しい仁心であらねばならぬ。然るに、その精神が、形式化するか、慈悲の觀念や徳が、社會的勢力を失ひ、他の、統治力を必要とするか若くば、他の、思想が、社會の風潮を支配すると、刑罰は嚴格になりてくる。之を支那について見ても、周代に於ては、刑を以て臨むに「寛刑主義」を用ひ、成王のときは、

君陳（臣名）爾性弘周公丕訓無三依勢作レ成、無二

倚レ法以削寛而有レ制、從客以后。

と記し、武王の如き、文王が徳を以て明かにし罰を慎むべきを孟候に訓へたことを記し

「康浩に云く、王（武王）若日孟候朕其弟子封惟乃丕

顯考文王克明德慎罰」といつてゐるまた、既道極ニ

其辜一時乃不可殺」とて自首の先例を開ひて、嚴罰

主義を排してゐる。然るに秦の時代になると、「モーゼ

法」をうけて反坐の性質を帯びるやうになつた、獨逸の中

古代の刑罰の如く、性惡説に、影響されて、加重處刑の

如きは、饑寒糞穢、車裂鼻首体解の殘酷極はまるものが

あり一人の罪により父母妻子を誅滅する所課「夷三族」

が出来た。漢の高祖は、王道の精神によりてこの刑を改

め、唐の時代に於て、刑罰組織は完成し、議請減除免の

規定を設けた。荀子其自身の言葉と説は、穩當であるが、

性を惡とするならば、必然的に、罪に對するに、嚴格を

以てせねばならなくなる。

この唐制を擬した我が實令もまた王道の精神により、佛

教の精神を着染して、極めて、寛刑主義であつた。奴隸に

なつた人間の如きも、良民に復歸することが出来るので

語

三年を復す」とある。即ち、主人が放した場合は、獨立

して、「良人」にかへり、三年間賦役を免ぜられる。これ

は、或る人は「良人」たる資格を與へない、賦役をなす

ことは、良人たる條件である」とも云つてをられるが、

また哀憐かち來た制度だと見ることも出来ないだらう

か？、免賦役されてゐるのは、當時では、（イ）皇族、

（ロ）八位以上、（ハ）十六歳以上下十六歳以上、（ニ）

五位以上の子、（ホ）三位以上の子孫、（ヘ）瘵疾、篤疾、

妻妾の、女、家人奴婢の類である。

囚に唐では、絹絶布綿絲に限りてゐたが、我れでは

産物の代りを許してゐた。而して之は、其國の倉粟へ

つみ非常時の入用とし、これに動倉と不動倉とがあつて、

人民の請ふまゝにかしつけるのが出舉といふ動倉で、救

恤、救貧の不時に用ひるのが不動倉である。中宮の費用

は、京近くから奉する玄米を以てあてられてゐたのであ

る。

而して、この放たれて良民となるものは、本屬を経て申

贖し戸籍面からぬいてしまふのである。

ローマでは之は裁判所で行なはれた。

さうして、家人が良人となつたものを尙も壓して、賤

民として取扱ふたものには、徒二年を科するといふ保護

法すら加へられてゐる。

二、戸令によると、この放たれて良となつたり良人た

ることを訴へて免を得たるものは、訴訟して本屬にかへることが出来た。

三、喪葬令によると、戸が絶へた家人奴婢及宅資は、四隣五保が検校をなし、財物は功德のために營盡し、家人奴婢は良民となることが出来た。

四、出家したものとの

五、廢疾や老人が自由民となり得たことは、前記の如くである。

六、特別な技能をもちてゐるものは、制度にはないが、特典として、良民となつたこともある。

七、

是等の制の如きも、寛なる刑(全部ではない)を用ひてゐるその端を知ることが出来る。六齋日、三長月と、刑の執行に關するが如きも、又思想の影響に外ならぬ。然し、時は、流轉する、思想は、變遷する、社會の制度も、動いてゆく。こゝに、雜多な動亂が、生れ、法が變化する。

光仁天皇のときには、再び、刑が峻烈になり、格殺が

じ處に應じ、武田信玄は、釜煎の刑を用ひ、織田信長は、鋸挽を初めた。ことにすばらしい徐々にやる火刑を用ひ、其半身を自由にしられるやうにして、焦熱に苦しみ身をふり動かすを、「吾妻踊」と稱し、酒を持つて打ち興じた。

而て、戰國時代に至り、一時あとをたつた奴隸が、復興し、徳川時代に及んだ、而て、この奴と徒とは、密接な關係があり、「舊刑法」の徒も、その形式的意味において、奴と異るところがない。

徳川時代に入ると、正刑に、敲、追放、遠島、死罪、闕所、入墨があり、死罪には、斬、火、獄門、磔、鋸挽があり、士族には特別な、逼塞、閉門、蟄居、改易、切腹の刑があつた。

ことに、享保の刑法前には、脊を切つて鉛を流すような、殘酷なものも出来、應報主義の刑の歴然たるものがある。此の時代に於ても、水府の烈公や、其他種々な監獄や刑罰の如き改良家があつたが、自己の勢力を維持するそ

設けられ、放火、盜賊の如きは、恩赦にあはず輕減もなくなつた。次で桓武天皇に至り、律令廿四條の制定があり、嵯峨天皇のとき弘仁格がなり、貞觀延喜の年中に律令格式整ひ、淳和天皇は、檢非違使を置き、華山天皇(六六代)になると、獄門に梟する刑が出来た。しかしかく、刑は峻烈になつたが、長徳のころになると、朝廷の権力がおとろへて、御衣に弓をひいた藤原伊周、隆家の兄弟すら罰することが出来ず、やつと、この大罪を貶して大宰權師としてけりがついた。

頼朝から北條の時代になると、刑が武人らしく更に、極端となり、北條氏五ヶ條の制定となり、刑名に、(イ)禁獄、(ロ)追放(三族ノ罪ガアル)(ハ)流、(ニ)死が定められ、死刑に、斬鼻首磔の三があり召籠、永く召し使ふ可らず、勅勘、所領召放、解官、闕所、除籍、過料、過怠、半鬻、改易、火印、を設け、後醍醐天皇の時、建武式目が建せられて、決斷書記録所を設け親ら決斷されたが、戰國時代に入ると、一定の刑がなくなり、時に應

× × × × × × ×

の目的のために科せられたのがこの時代の刑で、ついで明治時代となり、新律、綱領、改定律令を経て、舊刑法となり、目的主義に基ける新刑法が採用されて、刑罰が、現時の如き新しいものとなつた。

歴史はくり返へすかどうかは知らない。また、歴史は進化するものか否かも、系統的に見ねばわからない。だが、過去は、未來をつくる神祕の泉である。而して、現在の時には、具體的な内容として、過去の少くとも本質的なものゝ影をひそめてゐる。而して、その本質價值が、更に、展開してゆくことが文化であり、人間の解放史でなくてはならぬ。

『日本は東西文明を融和し、新しい時代を創造するの溶爐である。』刑罰においても、過去は少くとも、外國の翻譯にすぎなかつた。吾々の過去の、或るものを見忘れてゐた。

卒直に云ふと、吾々の過去は、徳化時代も、復仇主義の刑罰時代も、改善主義の刑罰も、夙に過去において、経過して来たのである。

従て、吾々のすゝむべき道は、その過去を、慎重に批判すると共に、残されたる、醫療時代にすゝむことが、本道ではあるまいか？

社會の共存を完するためには、刑罰はなくてはならないかも知れない。又人間には、統率の本能があり、政治的な統御は、この統率本能をして、服従を威壓する。總て、優者はつねに、作法禮義などの區割をもうけて、自己の優越をはからうとする性を持つてゐる。願はれる平和といふものは、この優越者が劣敗者を權威を以て抑壓した境界だらう。この抑壓のために用ひられてゐるのが現在の刑罰であらう。

しかし、時は、推移する。新しい時代を統御する、民衆的思想の發揚を要求されるようになって来た。刑罰に於ても、「監獄」を、存在せしめおく先入主の打破換言すれば、罪のあり得ない世界にたちて刑罰を論及し、獄制を考察すべきであらう。

監獄がなければ、罪人はない。しかし依然として病人は存する。この病人の處置の問題が、吾々の考察し治療すべき問題だらう。而て、その治療には、少くとも或る種の病人には、もはや、あゝした刑務所は、不用になつた。

考へられるような罪人は、もう本當には居らないのであ

る。

獄の倒壊!!願はるべきは、その惨ましい姿である。

獨乙刑法草案に於ける刑罰の意義

イエナ大學教授 ドクトル グリウン フォート

獨乙刑法草案に於ける刑罰の意義

去る五月二十六日ハレに於て開催せられた第一回獨乙成年司法保護會議並びにザクセン及びアンハルト兩聯邦刑務協會 (Gefängnisgesellschaft) 第四十一回例年會議の席上共同に二箇の報告書が決定の運びになつたのであるが、その主題は二つなから刑罰の意義についてであつた。此會議には直接に社會事業にたづさはつて、實際に刑事司法の効果を視て居る人々の多くが一堂に會して議に與かつたために、現在確固なものと信ぜられてゐる諸種の施設並びに之に對する評價の疑ひを挾さまるゝに至つたものも生じたのであるが、同時に之が爲めに却て我か刑法の原理を更めて證明し且つ明白にするの機會をも加へたのである。

此の二箇の報告書はゲツチンダンのドクトル・ノール教授並びにフランクフルト・アン・マインのドクトル・フロイデントール教授 (Prof. Dr. Nohl, Prof. Freudenthor) の手に成つたもので、兩氏は種々の刑罰の目的に關して従來行はれてゐた是非の論を試みる代りに、前者は教育學上の方面から後者は法律學上の方面から刑罰の意義を示さうと力めたのである。

ノール教授は刑罰の効果の實現せらるゝ人間の精神的並びに社會的生活の構造に伴つて、刑罰に多方面の意義を與へてゐる。教授の口ふ所に従へば、刑罰の意義の多方面であるといふことは、人間に精神の成層の存すること並びに社會的生活の關係とから系統的に引き出される

のである。教授は曰ふ、人間の精神には四つの層がある。プラトン説の再興である。即ち衝動の層 (Erliebtheit) から、感情となり、更に一層高い精神の地層に上つて、終に人間に自覚を興へて自由ならしむる意志の内部的結合となるのである。此等の精神層の各層は犯罪に於て傷けらるゝもので、同様に其の各層に應じて特殊の刑罰を科することができるのである。

刑罰の發達の経路を見ると、箇人たる受刑者に對しても且つ箇人を圍繞する社會に對しても、刑罰は漸次上層の精神層にその効果を及ぼさうとする傾向がある。社會現象としての刑罰は異つた種々の職能を包含してゐるのである。而して立法者、裁判官、並びに刑罰執行當局は往々にして之を自分達の特別の任務と心得てゐるのである。是に於てか刑罰の執行に於て刑罰の教育學上の意義が重きをなして來るのである。刑罰が教育學上の意義を有つて來た時に初めて刑罰執行に獨立の意義が生じて、所謂「執行」(“Vollstreckung”)といふ單に隸屬的な

犯罪者の立場に在れば悉く何人も犯罪者と同じ行動に出でたであらうといふ場合、かういふ場合は屢々起るのであるが、此の場合の刑罰の意義は何んと定むべきであらうか、といふのである。此の場合の刑罰が犯人一箇の犯行に對する報復 (Vergeltung persönlicher Schuld) と云ふことは勿論できないのである。而して定命論 (Determinismus) と自由意志論 (Indeterminismus) との間に生ずる衝突を無視して此の思慮の淺い報復主義といふような刑法に首尾一貫した論理を興へようとするのは科學的に非常に困難なことである。然しながら此の場合かゝる哲學上の困難を越へた彼方には、社會の保安 (Schutz der Gesellschaft) と云ふことが刑罰の職能として一箇の意を有つことになる。かゝる刑法の基礎となるものは危険 (Gefährlichkeit) である。即ち常習犯人の特殊危険 (Spezialgefährlichkeit) 並びに機會的犯人の一般危険 (Generalgefährlichkeit) としての危険である。將來の刑法はかゝる保安法規の範圍内に犯罪者の

ものから脱して更に一層高いものとなるのである。而して亦た裁判官及び立法者の側から見ても、彼等の他の特殊の職能と伴つて、自由刑の教化的意義が最も有用な効果の多いものとなるのである。固より刑務所に於ける教化は一般の教育とは異つて自から獨立の意義を有つてゐるのは當然で、その志す所は、受刑者の社會復歸 (Rückführung des Gefangenen zur Gemeinschaft) 責任觀念の復活 (Wiedergabe der Fähigkeit zu verantwortliche Selbstbestimmung) に在るのである。ノール教授は刑罰の教化的意義を以上のやうに説いてゐる。

之に反して、フロイデントール教授は一層具體的な問題から出發して刑の意義を定めやうとしてゐる。その問題といふのは、思慮の深いものでも「どうしてもそうなるより外はなかつた」(“Es konnte nicht anders kommen.”)と曰つて、犯罪者に他の方法を取ることを要求することができない事を是認しなければならぬ場合、社會的復活の、消極的ではあるが達成し得らるべき目的を撰ぶことができ、且つかくして市民教育の一助として價値の多い方法ともなるのである。一九二一年のイタリヤ刑法草案は實に此の方針で進行したもので、一九二五年の獨乙草案も亦た保安方法の採用によつて原則として此の主義を是認したものである。

草案起草の討論席上では、かゝる道徳價値に無頓着なる保安法規は重要な秩序支持者としての道徳上の價値判斷と背馳するの虞なきやとの非難に對して、保安刑法の反應たる、進歩的な教化力の深い長期の自由刑は十分道徳上の價値を具體化することを得るものであるとの反駁があつたのである。一九二五年の獨乙刑法草案は保安方法として刑罰に代ることを得る保安拘禁 (Sicherungsverwahrung) に「本来」(“Eigentliche”)の刑罰よりも一層効果の多き方法—不定期刑 (Unbestimmte Verurteilung) 試験釋放 (Entlassung auf Probe) —を興へてゐるのである。これは保安思想が刑法の意義と

して特に促進されて来た一兆候と見るべきである。

以上二箇の報告は非常に示唆に富むてゐるものであ
る。此の二つの報告は實際の刑罰の執行に當る人々並び
に社會保護事業にたづさはるる人に對しては、刑法改正案
の決定の差し迫つてゐる今日特に感動を深からしむる根
本問題の一箇のスケッチを與へるもので、更らに理論家
に對しては、判決言渡後の所内生活並びに釋放後の生活
に於て現はれる事實が、如何に刑罰の意義を定むるにつ
いて決定的條件となるかを示すに足るのである。

(Deutsche Juristen-Zeitung, der 15. Juli 1925)

新嘉坡刑務所狀況

シンガポール總領事よりシンガポール刑務
所の狀況を外務省に報告し來りたる由にて
同省より司法省に移譯し來れり。その全文
左の如し

り拾七仙八一ヶ月約五弗貳拾仙見當とす。

在所者人種別

新嘉坡刑務所總在所人の七割九分は本國出生支那人に
して海峽殖民地出生支那人は全員の四分に不過、印度人
二百五十五名、馬來人九十七名にして數に於ては前者後
者に勝る。

衛生狀態

全年度中疾病により診療を受けたる者計千人、疾病
種類六十四種内花柳病患者百七十七人を算し他は大部分
下痢患者なりき又赤痢患者三十一名を出したるか内十三
名死亡。

授産狀況

椰子纖維製造加工業……………從業者主として短刑期の
者、一日一人當り製造工程量未乾燥纖維十封度と規定せ
られたるが成績可良なり。右製造纖維中長き物にて繩、
各種靴絨、敷物、等等製造す。短き物は布團用填充材料
として好適なるを以て將來政府各病院の需要を期待する

大正十四年七月八日現在

新嘉坡刑務所狀況 (一九二四年)

在所者數 ○在所者一日一人當平均總經費……………全 日一
人當り食費 ○在所者人種別 衛生狀態 ○授産狀況……………
椰子纖維製造加工業……………木工、金工業……………機業……………
……………製網工業……………織業……………製靴業……………印刷、
製本業……………製網業……………洗濯業……………製鈎包業……………
……………行囊製造業……………瓦製造業……………

在所者數

一九二四年度在所者數四千三百一十一人内一ヶ月乃至三ヶ
月の短刑期者千五百五十七人死刑に處せられたる者九名と
す。

在所者經費

在所者一日一人當り總經費新嘉坡刑務所分七十五仙五
七、彼南全七十五仙二六、マラツカ全七十四仙三三の割
合にして前年度に比し著減せり。右による一ヶ月一人當
平均總經費は貳拾貳弗六拾五仙にして内食費一日一人當

も未だ一般需要を喚起するに至らざる爲め現在其處分困
難の狀態にて全年度全品は一斤四仙即ち普通相場以上の
拂下價格にて辛くも之れか處分了せり。従て全年度本業
による収益は貳千六百四拾八弗九仙にして豫算額に達せ
ざりき。

木工、金工業

各警察署、刑務所、病院、政廳等よりの注文を受け多
數の各種製品を出せり。木工部は乾燥材を得るに困難せ
る次第なるを以て行々は多量に之れを貯蔵する要ありと
認む。

機業

印度棉絲價高騰せる爲め其成績前年度に比し不良収益減
少したるも猶ほ二千四百三拾七弗五拾壹仙の純益を擧げ
得たり。本業には熟練を要するを以て刑期比較的長き者
に課するを可とす。

簾網工業

常に三十人乃至四十人刑期比較的長き男囚之れに従事

す。製品仕上は良好なり。今年度本品製造總價格八千二百拾九弗五十五仙に上れり。

裁縫業

逐年良好なる發達を成しつゝあり。大部分は政廳の請負品とす。工賃總額九千貳百九十六弗八拾五仙に達せり。

製靴業

男囚七人にて巡查用編上靴の修繕及亞細亞人副看手用短靴の製造を行へり。

印刷、製本業

本所各業中最も有望且収益あるものは本業なり。特に製本技術優秀にして其製品好評あり近く擴張の爲め機械増置方申請中。今年度總水揚高壹万七千弗。

製網業

麻球及クリケット用網若干枚を製造したるが結果良好なりき然れども此種類の需要は限られあるを以て右に

より大なる利益は期待すること不能。

洗濯業

今年度を通じ平均二十三人を使役し主として刑務所及警察署員制服並に囚人着類の洗濯を行はしめたり。

製粉包業

從業者約八名にて今年度中約十六万九千本粉包を焼たり需要先は主として刑務所、病院及市内一般消費者なり郵便行囊製袋業

原料品を郵便電信局より得全局用行囊の殆んど全部を製作せり。

瓦製造業

市價の三分の二にて品質良好なる物を製造する設備あるも今年度中土木部より少量の注文を受けたるに過ぎず。

本業發展の爲多數注文を受くべく目下土木部との間に交渉進行中なり

(以上)

第九回ロンドン國際刑務會議

(Prison Congress in London)

第九回國際刑務官會議 (The Ninth International Prison Congress) は愈々此の週間からロンドン市の帝國會館 (Imperial Institute) に於て開催せられてゐる。

此の國際會議は一八七二年ロンドンに開催せられたるを嚆矢として、爾後大抵五年を隔て、順次ストックホルム、ローム、セントピータースバーグ、パリ、ブラツセルス、ブダペストに開催せられ、最近に屬するものは一九二〇年のワシントン會議であつた。

右についで Sir Basil Johnson 氏はロンドン・タイムス紙上で次の如く述べてゐる。

「此の會議に際して思はれることは、刑務管理並びに立法に關して從來世運に後れてゐた國々も、眞先きに新しい試みを行つた國々の標準まで引き上げられて、一堂

に會てプリズン・ワークについて、相議するに至つたことである。元來プリズン (かんどく) なるものは凡ての國で避くべからざる災害 (Necessary Evil) と認められてゐるもので、若し犯罪なるものが自由の剝奪以外の他の方法で大部分減ぜられ得るものとすれば、その方法が採用せらるべきであるといふことには悉く意見を同じふしてゐるのである。他をして犯罪に遠ざからしむるために、刑罰は鎮壓的にして且つ報復的であるべしといふ古き思想は、何れの國に於ても少年並びに初犯者の場合に於ては拘禁 (Imprisonment) は其宜を得たるものにあらずといふ信念によつて取つて代られたのである。

この新しい主義の行刑管理の上に行はるゝに至つたのは、直接に刑務會議の影響に歸すべきものである。

この會議たる實に各國の大學教授のみならず、各國の行刑並びに警察の管理の衝に當つてゐる人々の各政府の代表者として出席するが爲めである。今回の會議には二十四箇國以上の國々より政府の代表者が派遣せられ、我が國の各殖民地よりも直接に刑事司法に従事してゐる人々の出席を見たのである。

會議の題目は一九二二年サー・エベリン・ラツグルス・

ブライス氏議長となつて瑞西ベルヌに於て開催せられたる豫備會議 (International Commission) 席上決定せられたるもので、三部に分たれてゐる。即ち立法 (Legislation) 管理 (Administration) 及び防止 (Prevention) である。第二部では、不起訴に關し檢事 (Public Prosecutor) に與へらるべき自由裁量、微罪に科することを

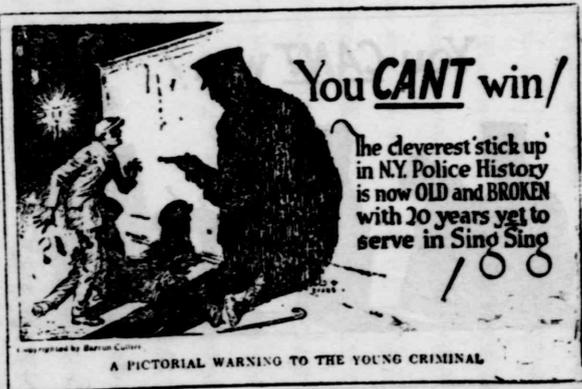
得る拘禁以外の刑罰、重罪に不定期刑 (Indeterminate Sentence) を科するの利益、並びに刑の言渡をなす裁判所によりて行はるべき刑の個別化 (Individualization) 等 (Punishment) 等の問題を扱ふのである。第二部に屬

「YOU CANT WIN.」お前は勝てぬ」なる三箇の文字を看るであらう。此三箇の文字は、銃器を手にして身

構へた捜査の姿に始まつて最後に怖るべき結末を描き出した連続廣告紙牌に印刷せられてゐるのである。この防止運動は Barron G. Collier の防止運動は Barron G. Collier

社の同名社長によつて初められたもので、この運動の成功の結果毎年數百人の生命が救はれたために、氏は今ではニューヨーク市の警察部長の特別代理 (Special Deputy Commissioner of the New York Police Department) の任に在るのである。ラック・ヒュー氏はニューヨーク市の

「廣告と販賣誌上で此事について記述してゐる。ニューヨーク市の險惡な状態は全く商業上の廣告に要する注意を以て研究されたのであつた。新し



く起つた市の犯罪状態に對抗するため此の新しい試みに於ては、今迄のように犯罪の原因としての染傳とか、

紐育の犯罪防止宣傳カード

する問題は、累犯者の豫防拘禁 (Preventive Detention) (一) 訊問前並びに拘禁後に於ける犯罪者に對する科學的研究のための實驗診斷室の設置、並びに犯罪者の分類等である。第三部では、假出獄 (Parole) 及び Licence (允許による釋放)、國際犯人に對する國際起訴、犯罪並びに猥褻行爲を煽動する繪畫並びにフィルムを取締、精神缺陷者並びに犯罪少年の處遇等の問題が取扱はれる」 (The Times Weekly, August 6, 1925).

戦後ニューヨーク市に辻強盜特に青年の犯人の多くとは有名な事實であるが、今度同市に於ては防止の一手段として廣告術を應用して、犯罪人の何物にして、犯罪生活の如何に危険なるかを廣く知らしむる方法が取られるのである。目下ニューヨーク市へ行くものは、地下線でも、高架線でも、路面電車でも、到處車中

環境とか、精神障害とかの、問題を不問に付してをいて、もつと直接な切實な角度からしてこの目下の状態に一鞭を加へようとするのである。ヒュー氏の曰ふ所に従へば人は二箇の理由からして犯人となるのである。(一)は其の犯人が自分の正直に縁いで得ることのできるもの以上に、社會は其者に一層よい生活を與へる義務を有つてゐると信ずるからで、(二)は其人が生來賭博好き (A Gambler) で、賭博に勝てりよ信じてゐるからである。人間には妙な氣質があ

るもので、多くの人はすば抜けた強漢 (Super-Crook) となる之を「豪傑」 (Master Mind) に祭り上げ

て、傳奇的な後光を負はせて崇拜するのである。で、茲に言ふ防止宣傳運動は、犯人其者の實際の眞面目——即ち彼は勇敢な浪漫的な冒險家ではなく、始終法網を怖れて、こそ——とちびみ上つてゐるけちなものに過ぎないといふことを畫にして示さうとするのである。ヒュー氏は曰ふ、彼は超人 (Superman) ではないのである。彼は時として愚人よりも劣つてゐるのである。この犯罪防止運動 (Anti-crime Campaign) の詳細についてヒュー氏は次の如く述べてゐる。

『宣傳カードは凡て二十八枚で二組に分かれて二列に並行して連続してゐるので、消極的並びに積極的のものから出来てゐる。第一組の連続カードは直接犯人に向けられたもので、も



つと端的に云ふと機會的犯人 (Potential Criminal) たらんとする青年の犯人で、鶴の目鷹の目で二見有利な犯罪生活に入らんとしつゝあるものである。この連続カードは犯人を犯罪といふ職業の種々の場面で描き出してゐる。金庫を開けてゐる 'Benny'、被害者の財物を掻き上げてゐる悪漢、ピストルを打ちながら逃げるピストル強盜 (Gunnman) 等、各畫面はその最も劇的興奮に富んだ點を捉へてゐるのである。一つの畫面には犯人は追ひ込まれた鼠のように現場で捕へられ、顔には動物的の恐怖が印されてゐる。彼の傍の壁にリボルバー (連發短銃) を手にした警官 (Police Officer) の嚴として用せざる勇ましい姿が大きな影繪で描き出されてゐるのは、法の威力を示してゐるのである。此の場

面には人を魅惑するようなロマンティックな何物もなく、唯だ卑しむべき恐怖の状がたゞようてゐるのみである。文句は簡潔で寸鐵人を刺す者である。'The cleverest "shok-up" in New York police history is now old and broken, with twenty years yet to serve in Sing Sing.' ニューヨーク警察史上最も巧猾なりと稱せられたる強盜はシンシンに在つて二十年の刑を負ひ今や老ひ且つ衰へてゐる。'13,000 Police are sworn to "Get you" — alive or dead!' (「一萬三千の警吏は汝を獲んと誓つてゐる——死骸となつても」) 等。各カードの上部に書かれた 'YOU CANT WIN.' の三語が連続カードの主眼で、跳るが如く讀者の眼に入るのである。'CANT.' といふ字が鋭く突き込むのである。大きな太いイタリックで印刷されて、下にも太くアンダーラインがしてある。'CANT.' の N と T との間につけるべき省字 'A' と 'T' の間に

略して了つたのである。シリーズの最後のカードは犯罪生活の最後の場面を示してゐるのである。そればかり見ても非常に効果が強いが、連続畫面の關係から考慮して来ると、その効果は層一層増して来るのである。之を見たらこれから行らうと思つてるやつは震へ上かるにちがいない。ヒュー氏は曰ふ。『まつ白な壁に四つの影が見える。開いた祈禱書を持つてゐるかんごくの教誨僧、犯人、電流椅子、と、それから列の終りには倔強なポリスマンの姿。別に文句はなく、只だ鋭い 'YOU CANT WIN.' の三語のみだ。第一のシリーズと並行して列んでゐる第二のシリーズは消極的に犯人に訴へんとするものである。それは如何に警察力の強大にして、如何に犯人の微弱なものであるかを比較して示すものである。其上にニューヨークの市民に警察を尊重するの念を養ひ、而して更に此の警察力の尊重といふことで警察吏員の風規を振肅せんとするの

目的を持つてゐるのである。

(Literary Digest, July 11, 1925)

アメリカに於ける不妊法案

(Sterilization Laws)

合衆國に於て多年草の如く毎年議會に現はれる建議案の中には、精神に缺陷ある者の不妊法案 (Sterilization) がある。今年に入つてかゝる議案の提出せられた州は十州に及んでゐる。Idaho 及び Maine の兩州では已に此の法案を可決してゐる。Wisconsin では、僅かに州知事 (Governor) 氏のヴェトー (否認權) によりて、法律となる事を妨げられたのである。メイン州の法律によると、精神病者又は心神耗弱者の内或る病症に於て、當該患者能力あれば其者の、然らざれば最近親族の承諾書、並びに五年以上其業に従事し且つ患者の親族ならざる登録済みの醫師二人の同意ある場合に限り手術 (Operation) を許して

ゐるのである。ウキスコンシンの法案では、州立の精神病院を出た患者のスターリゼーション (不妊) につき裁判を要求し、且つ公の福利のため手術を適當と認めたる場合には、本人或は親族の故障申立あるに拘らず、スターリゼーションを強制せんとしたのである。

アメリカン・ソーシアル・ヒヂーン・アソシエーション (アメリカ社會衛生學會) のチオーヂ・イー・ウォルシントン氏の最近の調査に従へば、一九〇五年三月三十日より一九二一年一月一日までに、合衆國の十六州では強制不妊法案 (Compulsory Sterilization Law) を可決通過せしめたのである。この終りの日付にはネバダ、ニューデジャシー、インディアナ、ミシガン、オレゴン、ニューヨーク及びアイオアの諸州では此の法律は憲法違反として否決せられたのであるが、オレゴン及びアイオア州では更に改めて之を可決したのである。前きの一九二一年一月一日現在施行せられてゐる諸州の不妊法規によりて手術を受けたものは僅かに三千二百人であつて、而して此の中

二千五百人はカリホルニア一州に於て行はれたのである。元來カリホルニアでは此の法規が非常に廣く實際に行はれてゐたのであるが、今日でも尙ほ依然として然うなのである。カリホルニアでは親族の承諾の得らるゝのは殆んど常規の如くで、多くの場合に於て手術は本人自身より要求せられたのである。

バージニア州に於ては今より一年前に不妊法案が通過してゐるのである。バージニアの法規によると、此の法律は州の行刑施設に收容せらるゝものにして、白痴 (Idiocy)、精神遲鈍 (Imbecility)、精神耗弱 (Eblemindness) 又は癲癇 (Epilepsy) 等の時發する遺傳性狂氣に悩まざるゝものに適用さるゝのである。如何なる場合に於ても手術の命令さるゝ以前に、先づ手術が患者に害

を及ぼすことなきや、本人並びに社會の利益となるべきやいなやを決定するために、通告の後 Hospital Board (州立病院の管理者) の一人の前に裁判が行はなければならないのである。此の裁判にはホスピタル・ボ

ードの出席は是非必要であつて、彼は勸告權並びに巡回裁判所 (Circuit Court) 及び控訴裁判所 (Court of Appeals) に控訴する權利を有つてゐるのである。之については精神病學者、刑事學者、社會學者等より尙早との非難があるが、バージニア州の法規は手續並びに目的物即ち患者の慎重なる限定によりてこの非難に答へてゐる。固より此の法律は嘗つてコロラド州の不妊法案に憤つて「斯くの如く殘忍、非道にして古への宗教裁判にも越へたる忌むべき法案が文明なキリスト教國に提出さるゝといふことは有り得べきことだらうか」と本誌に訴へて來た無名の寄書家の反對のような絶對な反對には未だ遭遇しないのである。

The Survey, July 15, 1924

●アルプス山脈寫眞
●永遠のかけやき

映畫感想概要

豊多摩 富井 隆 信

去る七月十三日午後一時豊多摩刑務所では收容者を教誨室に集め活動寫眞を觀覽させた。初犯にして短期者の多い當所では、刑務所の中で活動寫眞が觀られる！と驚く者が毎回少くない。此日は東京地方ではおぼんだ、おぼんだからこんな催しがあるんだらう？など言つてる者もあつたやうだ。可なり暑い日の日中にぎつしり詰つて肩を並べてゐるんだが、それでも二時間にわたつて、すゝり泣くか、ためいきをつく外、皆が息を殺して咳一つしない緊張であつた。

後で書かせた感想を概括してみると

寫眞觀覽を許さるゝ當局の用意

に感激し、一層作業に勉強しなければならぬとか、歸善の決心を確くしなければならぬとか、時代の進歩とか、

のであることを知り得た。

尙又其畫面にあらはれた連峰の頂きに曙光閃閃する清麗美これも多くの觀衆の心を握りしめたものであつた。

それからアノ高岳の上まで電車が往來し、老幼婦女子さへも街頭を散歩するかの如く逍遙する狀を見て、文化の力、人間の力の測るべからざるに驚歎した者も多く、犯罪が、進みゆく時代とどれほど多い距離のあるものかに今更愧ぢ入つてゐるやうである。この點は誰もがナポレオンを連想するので一層感じが大きい。

永遠の輝

1. 母性愛に感ず。
2. 國民の義務に感ず。
3. 母子兄妹相互に抑制して奉仕に努むる眞情に感ず。
4. 映畫を觀て自己の不孝不忠不悌不慈なるを反照顧念し、慚謝奮起の念ひに堪えざるを感ず。

全部といつて可いほどの大多數者の感想が、凡そ上記の四項である。

觀を思ふ一爲し得る犯罪があらうか。犯罪するほどの者なら

處遇の寛厚とか言つた言葉をならべて、謝意と讃嘆を表せぬものは一人もないと言つて可いぐらゐである。

寫眞アルプスの風景

この畫面にかうまで皆が喜ばうとは豫想できなうだ。それこそ一人の異論もなく同音一齊に感激愉悅の唸りをあげた。窮屈な生活をする者が大自然に接するときはどうにも解放的快感を抑へ得られぬものと見える。しかもそれが連峰重疊雲表に峩々たる偉觀なんだから。又しかもそれが皆の顔が熱つて、額や手の甲に汗が滲んで、息苦しさを感じてゐるときに、皚々たる萬年の雪膚玉鍔相連る壯景なんだもの。彼等の多くが「生きかへつたやうだ」とか、「頭腦が軽くなつた」と感じたのも尤である。自然美特に崇高美は拘禁生活に最も大なる慰安を與へるも

ば觀を忘れてゐる。觀といふものと、自分といふものとの間にできるギャップが犯罪の發祥である。同じ家の棟の下に同棲しても、子が親を思ふ距離の大きさだけが、犯罪の發育する餘地である。が、さて、刑務所に入つてみれば、一番先きに親を思はずには居られない。あゝもあつた！、かうもあつた！、今まづ粗末にしてすまなかつた。おれがかうなつたことを聞いてどんなに心配してゐるだらう！、吉原洲崎と浮かれ狂ひし昨日にひきかへて、今日御房の窓の下、漏るゝ月かけ蒼ざめて、手足かいたならも、親を忘れし罰なれや。思へば變ひし故郷の父母。つゝの思ひに身を賣むるやさきに見せられた母性愛！。買つてやる袴、リボン、おゝ涙だ！。待ち兼ねた卒業の悴の出征を見送る煎餅の饒別、おゝ涙だ！。瀕死の母が私情を捨て、國民の義務を我子に盡せんとする切なき親心、おゝ涙だ！。親は、かよはき母は、かくまでも強く子を思ふものか！、

父なき子に、母と妹とが犠牲となりて、高等教育を受けさせた。それを勿体なく思ふ子は、苦學に夏の休暇さへも働いた。一日の勞働も子の卒業を待つ力を母妹、一夜の夢も母妹に頼照する幻をみる子の勉學。時は到りてうれしき卒業の折もあれ國家の事變。歸れといふかはりに行け！といふ。歸りますといふかはりに行きますすしといふ。浪にゆられて呼び交はす母妹と子とが見えつ、かくれつ。空には煎餅の雲、水には煎餅の花ぞ歸

にのこれる一期の別れよ。誰かこれをつらしといふ。つらきをつらしと思ひ得ないのが、母子の心、わが國民の心である。一般の感想は先づ上記の通りであるが、中にも畫中の人物を自己身上にひき較べて、特殊の感懐を叙したものを舉ぐれば、

1. 子を有つ身として、畫中の母にくらべて、我身がつく／＼愧かしい。
2. 重太郎が若し自分のやうに入獄したなら、アノ母はどんなになるだらう？
3. 自分の父に、せめて畫中の母秀子の万分の一の慈愛が有つたなら……。
4. 留守する我が妻子は日に増す貧苦に愁歎し、我が子は如何に、自分をつれなき父と、思つてゐるだらふ！
5. 被害者の遺兒が、親亡き兒として他の兒童に迫害さるゝこともあらふ、それにつけても被害者の遺族が、どれほど自分を恨んでゐやう？
6. 子に盡くす畫中の母を見るにつけ、二人の兒を置き去りて不義の相手と出奔せし我妻の不貞不慈が、どうにも憤慨せずにはをれない。

7. 先達て子供の書信に、學校でいぢめられると書いてあつたが、此映畫を見て腸が寸断さるゝやうだ。「永遠の輝」に對する不賛成意見
ホンの二三だけだが、こんな感想を表白してゐるのがある。

1. アノ映畫は芝居氣タツブリで不快だ。
 2. 内容が貧弱で深みがないから馬鹿らしい感じがする。
 3. こんな低級幼稚なものを觀せるより、いつそ舊劇か新派の人情劇を觀せたが宜い。
 4. あゝまでミリタリズムを鞭吹しなければならぬのは、我が國民の愛國心が萎靡してゐる象徴ではなからふか？
 5. 「忠」を表はすのに戦争をもつてくるのは時代錯誤だ。
- これも極少數だが、全体にわたつて遺憾を表したものは
1. 映畫不鮮明。
 2. 説明が早や過ぎる。
- (以上)

雜 錄

刑 務 官 閑 談

岩 村 通 世

刑務官の眞使命

刑務官の職司として最も重要なものは何んであらうか、自分の考へるところでは刑罰觀念を世相の推移に従ひ變化せしめて行くことと云ふことに在ると思ふ。刑法や監獄法や監獄法施行規則には行刑の大綱が定められて居るに過ぎぬ。之を運用するに當りては刑務官に活殺自在の餘地が十分に與へられて居るのである。把住放行の妙用は一つに刑務官の手腕に待つべきものであると申して差支がない。此の活殺自在の境地こそ刑務官の最も重要な職務であると考へる。即ち刑罰觀念は其の刑の實際執

行せられる瞬間に變化せしめられつゝあるのである。言を換へれば刑務官各自の個性が刑罰を執行するとき其の實質を變化せしめつゝあるのである。佛語に諸行無常とか念々不停流とか言ふことがあるが、刑罰觀念に於ても亦同じく決して同一思想には一瞬たりとも止まつて居らぬものである。之が現象界に於ける動かすことの出来ぬ法則であると信じて居る。然るに此事は目には見えず耳には聞えぬので善く之を無聲に聴き無形に觀る者にして、始めて判かることであるから、刑務官中には其の職務に慣れ却つて此の大切な事柄に氣付かず居る場合もありはしないかと懸念せらるゝのである。尙ほ詳しく言

へば受刑者を起床せしむるとき、就寝せしむるとき、受刑者に食事を給與するとき、其の他刑罰執行の爲め受刑者と接觸するとき、受刑者と交通するときには必ず刑務官の個性が顯はれないでは居らぬのである。其の顯はれ方が刑罰の思想を變化せしめつゝあるのである。刑務官は刑法や監獄法や監獄法施行規則に通曉して居る丈では未だ眞に刑務官の天職を完ふするに足るの資格を備へたとは云へぬと思ふ。法律規則に通曉すると同時に刑罰の思想に與ふる影響を顧慮しつゝ其の尊き職司を自覺しつゝ、行刑の職務に従事することが一番大切なことと思ふ。

如斯して始めて刑は刑なきを期すると云ふ目的の境地に進むことが出来ると思ふのである。刑務官は斯かる重要な天職を有するため其の職務は眞に尊むべきことになのである。然らば當然の歸結として刑務官には徳望あり、明智ある人を要することは言ふまでもないので、歐米の刑務所長は概して地位に於ても檢察官裁判官と軒輊がないのである。惟ふに我國刑務の發達を期せむと欲せば

は刑務に従事するものゝ地位を向上せしめ、之を優遇することは蓋し現下の急務であると信ずるのである。

刑務官の進むべき道

刑は刑なきを期すと云ふことは支那に於て古くより唱へ來たりたるところであつて、刑の最終の目的を一言にして善く道破し盡して居ると思ふ。刑は素より凶器である。國家は勿論好んで之を用ふべきではないから司直の府に職を奉ずる者は刑は刑なきを期することが出来ないまでも一步たりとも其の目的に近づくことを心懸けねばならぬと考へる。檢察事務に付いて言へば單に受理した事件を片付けるとか、裁判事務に付いて言へば單に判決を濟ましたとか、行政事務に付いて言へば單に満期釋放したとか云ふことで、其の聯司を完ふしたと云ふことは出來ないと考へる。必らずや其事務の處理を爲す場合に於ては刑政の大局より見て刑の目的に近かつかしむるため効果を擧げ得べき方法を案じ十分考慮を費して、事務に

當り以て刑政の向上發達を圖ると云ふことが緊急なことではないかと考へる。若し思を茲に致さずして事務を執る様なことがあれば我國の刑政は理想通り進歩して行くことは六ヶ敷いことではないかと憂慮せられるのである。而して此の一事は努むれば爲し得ることであつて、決して爲し能はざることではないのである。從來此のことに關しては司法當局よりも注意を怠らないのであるが、未だ實際には徹底して居らぬ向もないのではないかと懸念せらるゝのである。若し之が徹底して居らぬとすれば、之は我國刑政の大欠陥であつて之を徹底せしむることが現今に於ける刑政の要諦なりと信ずる。故に刑務官は其の職務の方面に付き檢察官、裁判官と常に意見の交換を爲し、互に善く理解し合つて刑の目的を達するの途を講じ、刑務の實績を擧ぐることが最も緊要のことであると考へられるのである。又司法の各機關が互に聯絡を圖ると云ふことは殊に當然すぎる程明かなことであるが、從來何故に此の事が理想的に行はれないかと云

ふに之には法制上に原因が存すると思ふ。御承知の通り歐米に於ては機械工業の勃興と共に分業論が唱へられ、産業の發達史に一新時期を畫し工場労働に従事する者は各分業の下に働くため直に熟練工となるが、一面に於ては一局部の仕事に従事するため、他の仕事は判からないと云ふ専門に偏したる職工が出来る様に、立憲政治の下に於ても夫の三權分立論が唱へられ、國政を行ふに司法立法行政の三種に分ちて各所管を定め各専門的に働く様になり、猶司法内部に於ても此の分掌化せる思想が應用せられて、其の内部に於ける所管事項が更に細分せられ各専門に依りて事務の處理をして行くことと云ふことに訓練せられて來たのが其の重なる原因ではないかと考へる。而して此の分掌化せる制度の下に於ては各機關の聯絡融通が甘く行かないと云ふ弊を生ずる場合があるのである。夫れがため國政の大局より見て國家所期の目的を達するに却つて支障を來たす様な結果を生ずることがあるのである。

例へて言へば人體の如く、生理機關が圓融無礙に活動して、手は手の用を爲し、足は足の用を爲せども而かも常に其の用其のものが其の儘其の人の用を爲すと云ふ様になつて居らねば、理想的に國家の活動は出来ないものであると考へる。我司法部の所管事務である刑事行刑に關する事項に付いては此の點を考慮し、其の弊に陥ることなく、總ての司法機關は一致協力して刑は刑なきを期するの目的を達成する様に心懸けねばならぬと思ふ。而して刑が刑なきを期する心は先づ社會制度を改良し、社會政策を施行することが必要であることは申すまでもない。然らば司法部として現今最も努むべきものは司法保護事業であると云はねばならぬ。刑事政策の要求を満たすため刑法は改正せられて既に十數年を経過したが、果して改正せられたがために犯罪が減少したが又檢察の方面に於ても裁判の方面に於ても其の改正の精神が今日まで理想的に行はれて來たか。又刑務所に於ても刑が理想的に行はれて來たか。斯様な事を考へながら我國刑政の

前途を考へるときは必ずしも樂觀を許さないのであるが、若し檢察も裁判も行刑も理想的に行はれて居つて、犯罪が減少せぬとすれば、餘すところ司法保護事業に全力を傾注するより外に刑事政策を施すべき術がないのではないかと考へられるのである。而して司法保護事業は檢察裁判に屬しては行刑と云ふ中間機關が存するため事實に於て縁が遠くなつて居るので、互に其の實情がわからない様になる虞ある様に思はれてならない。紐育には紐育刑務協働なる司法保護團體があるが、自分は其の團體の活動振を視たときには實に羨ましかつた。協會の幹事長カツシュ氏の下に居るキンポールと云ふ人は七十八歳の高齢なるに拘はらず、殆んど毎日裁判所や刑務所へ出入して、裁判官や刑務所長に面會して被告人や受刑者の保護のために積極的に奔走して居る。此の協會では保護に關することに付ては殆んど全部の仕事を積極的に經營して居る。此

他日機會があれば此の協會のことは是非紹介して見たいと思つて居る。我國でも檢察裁判行刑保護が一體をなし有機的に活動する様でなければ決して刑政の發達を期することの出来ないことは信じて疑はないのである。檢察裁判行刑のことを考へると同時に保護のことを考へねばならぬ。又一つの機關は他の機關を互に良く解し合はねばならぬ。換言すれば檢察官裁判官、刑務官及保護團體の一舉一動は直に他の機關に常に影響を與へる様にならねばならぬのであると考へる。

行刑の平等に就て

刑罰は果して之を平等に行ひ得るものなりや否や。又之を平等に行はざるべからざるものなりや否や、此の問題は行刑の原理として、一考を要すべき問題であると思ふ。例へば今茲に懲役一年に處せられたる二人の受刑者ありと假定せむ。此の場合に於て懲役刑を之に對し平等に行ひ得るやと云ふに、自分の考ふるところでは客觀的

に見て決して平等には行へないものであると思ふ。何となれば其の各受刑者の男女の性の異なるに於て又其の年齢の差あるに於て若くは其の執行を受くべき季節と場所との差あるに於て必ず同じからざるものあるに依り、同一刑期の受刑者と雖ども決して同一程度の制裁力又は教化力を感じ受けるものではないと言へようと思ふ。之を是認すれば刑務官は刑を執行するに當りては裁判の趣旨に従ひ、受刑者を個別的に觀察して、成るべく刑の不權衡を來たさない様に注意せねばならぬと云ふことになると思ふ。現行刑事訴訟法の下に於ては裁判官は行刑の平等と云ふことを考慮に加へて總べての判決を言ひ渡すことは餘程困難のことであるから、刑務官に於ては特に此の點に留意して刑の執行を爲すことが肝要であると思ふ。彼の不定期刑を採用すべしと論ぜらるゝ理由の中には此の弊を救はんとする政策も含まれて居るのではないかと思はれるのである。殊に行刑の平等と云ふことは刑期量定の範圍を廣くしたる我刑法の下に於ては特に注意を加

へ、之を平等ならしむることに努めねばならぬことと思ふが、世間では未だ餘り之を問題として居らぬ様である。惟ふに現代に於ける社會思潮の傾向に徴すれば此の問題は遠からず社會問題として議せらるゝ時期が到來するものと信ぜらるゝのである。餘事ではあるが思想問題に付て考へても、今日唱へられて居る解放の思想の如き決して法律上の平等を要求して居るのではなくして事實上の平等を要求して居ることに注意せねばならぬのである。労働争議其の他の解放を基礎とせる民衆運動は皆此の點に立脚して居る様に思はれるのであるから、行刑の事實上の平等と云ふことに付ても今から十分考究をして置くことが肝要であると思ふ。昔佛蘭西大革命の際には法律上の人權の平等を要求して與へられたのであるが、現代に於ては更に事實上の經濟の平等を要求し、之を得んとして主張して居るのである。而して其の方法に二種あり、其の一つは之を法律化して行はんとするものであつて、其の二は直接行動に依り之を得んとするもの

である。前者は結局法律上の平等を得ることに至るのであるが、後者は一國の秩序を破壊するもので所謂危険思想に屬するものであるから、法治國としては之に對する取締を嚴重にせねばならぬのであるが、近來經濟界不況の影響を受け、此の危険思想が輻く一掃せられないのは實に遺憾である。斯かる思想が行刑の事實上の平等と云ふ問題などにも及んで來ることがないとも限られないから、刑務官は此の問題を等閑に付することは出來ないと思はれるのである。

刑務官は無心なることを望む

受刑者は社會の落伍者であるが然し先天的悪性のものと認むべき者は實に少數であることは實務家の經驗に徴し明かなるところであつて、概して言へば皆後天的のものであると見て差支がない。故に之を教化善導することは決して不可能なことではないが唯一番六ヶ敷ことは刑務官が受刑者の器を識ると云ふことであるから、刑務官

は之を識るに足る丈の明智を備へねばならぬ。自分は今試みに人の器を左の如く分類して見たいと思ふ。

(一) 外部よりの刺戟を受け

- 一、先づ情を發し智の働きを呼び起す人
- 二、先づ情を發し意の働きを呼び起す人
- 三、先づ智を發し情の働きを呼び起す人
- 四、先づ智を發し意の働きを呼び起す人
- 五、先づ意を發し情の働きを呼び起す人
- 六、先づ意を發し智の働きを呼び起す人

(二) 内部よりの刺戟を受け

- 一、前に同じ
- 二、前に同じ
- 三、前に同じ
- 四、前に同じ
- 五、前に同じ
- 六、前に同じ

此の分類が當れりや否や心理學を専修せざる自分には

良く判らないが心理學の初步を學んだ知識と自分の經驗とに徴して假りに此の分類を試みたのである。受刑者の智情意の極度は人毎に皆違ふことは勿論であつて、古語にも人の心の異なることは其の人の面に於けるが如しと云ふこともある位だから此の分類の細別に至りては實際のないのは勿論である。即ち人の器には絶対に同一のものがないが、多數の受刑者の個性を鑑別するためには是非心の本体に基き分類を定めたいと思ふのである。若し右の如く分類が出来るものとせば受刑者の器を其の分類に照らして端的に鑑別することが出来る。分類が虚遇を爲すの基であるから分類が正しく行はれさへすれば教化の道は自ら立つと思ふ此の分類は勿論杜撰なもので一例を示したに過ぎぬのである。願はくば心理學専門家の智識に基き正確な分類を立て受刑者の器を明かにし犯罪心理の上より其の原因を探究し、改過遷善の實績を擧げ得る様にしたいと思ふ。而して刑務官が受刑者の器を識ると云ふことは中々六ヶ敷いことであるから刑務官は平素意

らす明智を委ふことが肝要であると思ふ。佛語に「竹影階を掃つて塵動かす月は潭底を穿つて水に痕なし」と云ふ句がある。多數の受刑者を取扱ふ刑務官は如何なる受刑者に接しても壺が動かない様に、水に痕が残らない様な無心の境地に達して貰ひたいのである。然らば刑務官の心は明鏡の如く止水の如くになり森羅萬象を映じ而かも透徹して一事一物を觀察することが出来る様になるのではないかと思ふ。故に刑務官は受刑者を教化するに先だち自ら其の器を研磨して置くことが特に肝要なことではあるまいか。

刑務官には仁恕の心あるを望む

人は感情の動物なりとは萬古不變の真理である。去れば受刑者の多數は感情の刺戟に依り或は善に或は惡に水が方圓の器に従ふが如く遷り行くものであることは蓋し疑を容れざるところである。故に受刑者を教化善導せむとするには必ず仁恕の心を以て之に接することが最も緊

要なことであると思ふ。貞觀政要と云ふ本の刑法と題する章に斯様なことが書いてある。『貞觀元年太宗特臣に謂つて曰く死者再生すべからず法を用ふる務めて寬簡に枉る古人云ふ棺を繋ぐ者歳の疫を欲す人に疾むに非ず棺の售らるゝに利する故のみ今法司一獄を要理する必ず深刻を求め其の考課を成さんと欲す今何の法を作り平允ならしむるを得む諫議大夫王珪進むて曰く但公道良善の人に於て獄を斷する尤當なる者を選ば秩を増し金を賜はれば即ち姦僞自ら息まむ詔して之に従ふ(中略)之に由り死刑を斷する天下二十九人幾と刑措くを致す。』檢察官裁判官刑務官にして刑政と云ふことを常に念頭に置く時は一人の被告人、受刑者に對する檢察と雖も裁判と雖も行刑と雖も保護と雖も實に重大なる實務あることを自覺せずには居られないのである。流石に唐の太宗は明君であつた丈に、刑政のことに付ては深甚の注意を用ひ侍臣に質問を發し答申を得るや直に獄を斷する者の増俸を行ひ人才を採用して之に當らしめ刑政を行ひ刑措を致す、

刑保護の四者が同時に考へられて居つたことが判る。

刑務官は嚴然として刑の執行を爲す勇あることを望む

刑務官は常に仁恕の心を藏して其の職務に従事せねばならぬのであるが、刑を執行するに當り之に反抗するが如き不逞の徒に對しては嚴然として之に臨むだけの威嚴を備へて居らなければならぬと思ふ。即ち恩威並び行ひ得るの餘裕を心に存することが肝要であると思ふ。然るに人は兎角恩を施すに慣れるときは情に溺れ威を行ふことに慣れるときは暴に陥るの弊を生ずるのであるから、十分戒心せねばならぬことと思ふ。觀音は其の身を萬象に化して衆生を濟度するとか千手觀音の如きは千の手を一心の思ふがまゝに自由自在に使ひ得るとか言ふのは人の心は修養如何によりて變通自在の妙用を變轉し得べきことを譬へて示したのではあるまいか。人の心は如斯乾坤をも呑了するだけの妙用を發揮し得るものであるのに

即ち殆ど刑法を適用するの必要がなくなつたと云ふことである。此のことは職を司法に奉ずる者の常に考へて居らねばならぬことと思ふ。又貞觀政要に斯様なことが書いてある。『貞觀五年詔して曰く京に枉る諸司比來奏して死囚を決する五覆すと云ふと雖ども一日即ち了る都て審思に暇あらず五奏何の益あらむ縱ひ追悔有るも又及ぶ所なし今より後京に枉る諸司奏して死囚を決する宜しく三日中五たび覆奏し天下の諸州三たび覆奏すべし』と云ふことが書いてある。死刑の執行に付て如何に注意して刑政を行つたかが判かる又『貞觀政要に有司獄を斷するに多くは律文に據る情矜むべきに枉ると雖ども、敢て法に違はず文を守り罪を定む或は寬有らむことを恐る今より門下省復法に據り死に合する有つて情矜むべきに枉る者は宜しく狀を致し奏聞すべし』と云ふことが書いてある。法文の末に拘泥して其の情狀を顧みざるの弊を憂へて戒心を加へたのである。貞觀政要や無刑錄といふ本を讀むで見ると古より刑政と云ふことに付ては檢察と判行

は惜しい様な気がしたので此處に附記した譯である。

刑務官の職司は難中の難

行刑の事務は檢察裁判の總計算を付ける仕事であるから考究すべき事項の廣汎に涉ることは當然のことである尙其の上に釋放後に於ける保護に關する研究をせねばならぬので、一層其の職務の負擔を重くするものと云はねばならぬ。獨逸では此の保護を非常に重く見て自由刑執行法には左の如く規定せられて居る。

第十一章 釋放後に於ける受刑者の保護

第二百二十五條 釋放すべき受刑者に釋放後適當なる宿所及び職業に就き保護ありや否やに關しては刑の執行中より之に對して注意を及ぼすことを要す此の目的の爲に釋放後直ちに受刑者の生活關係を調査することを要す必要な場合は親族又は従前の雇主若しくは附近者との關係を調査することを得。職業を得しむるに付きては常に職業紹介所との連絡を保持すべし

第二百二十六條 釋放者の保護に従事せる團體及び施設との連絡を計り且勉めて其の活明を促すことを要す其の團體及び施設の代表者に對しては安寧秩序を害せざる限り受刑者との交渉

獨逸は大戦後一時財政に窮乏を告げたので、今日のところでは十分右の趣旨に従ひ活動はして居らぬが漸次國力の恢復するに伴ひ必ず保護事業には刮目に價すべき大活動を始めること、思ふ。獨逸は目下社會政策を徹底的に遣つて居るので、必ず保護事業に全力を傾注することは想像するに難くないのである。右に述ぶるが如く刑務官は一人の受刑者を受扱ふにも常に檢察裁判保護の三方面に着眼せねばならぬのであるから、其の職司は難中の難と申しても過言ではない。尙右の外刑務所は一社會を形成して居るので、刑務官は是非とも社會生活に必要な諸般の智識を具有して居らねばならぬのであるから、行刑の事務を理想的に行はむとするには非凡の人材を要すべきことは智者を待つて知るべきではない。然るに世間には刑務所の現況を知らざる者も少くないので、矢張昔の隔離主義の牢獄時代を頭に畫て居るのは誠に歎かほしき次第である。是非刑務官に於ても行刑秘密に屬するものを除き刑務所の實情を世人に周知せしむる様に努むることが刑務の發達に必要なことではないかと思ふ。

人は兎角日常のことでも直ぐ法を立て之に頼寄りたがるのである。使ふために作つた法に作つた人が却つて使はれる様になることが屢々ある。自繩自縛と云ふ詞があるが誠に面白い詞である。一體法は法なきを期するのが其の性である。佛語に萬法一に歸す一何にか歸せんと云ふ語があり之を公案として工夫を凝らすのであるが、之は畢竟此の間の消息を會得せんとするがためではないかと想像せらるゝのである。自分は伯林に滞在申威化院を參觀したとき院長に院内の規則があれば貰ひ度いと云つたところが院長は規則を作ると規則に縛られて威化の妙用を發揮することが出来ぬから作らぬと答へられた。自分は一から十まで法律規則で固め上げられて居る獨逸で此の一語を聴き強き印象を興へられたのであつた。自分は其の時法はなくてはならぬものだが法の型に嵌まつて行けば良いと云ふ依頼心は人をして知らず識らずに法の精神に遠ざからしむるものであると云ふことを自覺せしめられたのである。威化院長の此一語は自分一人で味ふの

を認容すべきものとす

長期の刑に處せられたるがため若は處刑に依りて就業所を喪失せし受刑者に付いては刑の執行中又は釋放に際し前項の團體又は施設若は公設の職業紹介所に保護を依頼す又適當なりと認めたる場合には隨意受刑者をして前項の團體若は適當なる者の保護監督に服すべき注意を興ふ

第二百二十七條 受刑者の収容に際し廢兵保險遺族保險又は失業保險に關し期待權を有するときは法定の手續を履踐し該權利を保持するに必要な注意を興ふることを要す。辨濟期にあるものは作業賞與金若は受刑者の同意を得て其の他の資産中より之を拂ふべきものとす

第二百二十八條 保護司の選任ありたるときは第一次の保護は保護司の責に屬す保護司と共に監督官教師及び其の他の官吏は受刑者の生計を容易ならしむるがために努力するの義務を負ふ

第二百二十九條 作業賞與金は受刑者を釋放する際通常現金を以て一時に之を支拂ふべきものとす然れども受刑者の同意ありたるとき又は其の同意なきも特別の事情があるがため盜貨の廣れありと認むるときは分割して之を支拂ふことを得又逐次の消費若は監督を要する消費のためには信用あるもの若は團體又は官廳に之を委託することを得

受刑者の感想を聞かして

香川 生

味増の味増臭きは眞の味増に非ず、坊主の坊主臭き、法律家の法律臭き、いづれも唯我偏重の譏を免れず、行刑當事者亦多年の経験と久しい因襲の遺風に捉はれて、門外一步を出でず、又他をして門内を窺はしめずといふ弊がある。頃者一釋放者が行刑處遇に就ての感想を著述したのを一讀して、行刑當事者として肯定し三省せねばならぬと思ふ節がある。他山の石。我が璞を磨くべし況や尊き體験の情調なるに於てをや。

看守の四種類

刑務所内で晝夜絶へず受刑者に接觸する人は看守である。其の看守は數に於ては最も多く、質に於ても一様でなく、人物に至つては固より十人十色である。又看守には荐りに罷免就職があつて、之が補充、養成には各地方とも皆困難して居る。其の看守たる人物に就て著者は四

種に別つて、第一は口の人、第二は腕の人、第三は筆の人、第四は人格の人とし、斯う言つて居る。

第一の口的人是受刑者が獄中に反した行爲があると、ガン／＼噛みつくやうに叱つて將來を戒める。第二の腕の人は受刑者にとつて些と困る人で、自己の地位の思はしく上らない事などあると不平を駢へる人に多い様である。穴ばかり探して訊問は第二、腕の方が先に來て、打つ、蹴る、そして「モー可い、彼方へ行け」と云ふ調子、第三の筆の人は在所者の鬼門とする所である、此の種の人は小言も云はす腕力も振ふこともないが、反則者を見付けると、「オイ何彼ぢや？」と直ぐに手帳に控へてしまふ、これは一番餌呑である。申告されては懲罰を受けねばならぬから、低頭平身其罪を謝する、あの看守は筆が早いと聞いたら謹慎と從順を装ひベコ／＼する事にして居る。第四の人格の人は、時に應じて叱る事あり、腕力に及ぶ事あり、又ペンを走らす事もある。輕々しき態度に出づる事なく、自己の人格を尊重すると共に在所者の人格を認めて居る。工場管理に手落ちなく、寛嚴宜きを得て個體なく、温情を以て接し而して受刑者の胸裡を能く諒解して居る。斯様な人に叱責されると、あゝ悪かつたと自己を責め其人を想ひやうな事は斷じてない。口の人には彼一言我一句を交はした後が饒舌を選ふし

受刑者の感想を開き

て言伏せやうとする人と彼の言には耳を藉さず何でもが／＼叱付ける頑固一徹な人とがあるが、此種の人は口よりも先に忿怒の念が起つて居るのであるから、其説く處中正を失し百萬遍の説法も蛙鳴蟬噪と聞流され果ては對者に反感を抱かせるやうになるので、語るも聞くも無効有害である、腕の人に至つては、構へて小事を大事にするもので事を速に解決しやうとする考へであるかも知らぬが反て粉料を増すので職務上の威嚴を失墜するのみである。筆の人は動もすれば、事實の真相を糺明せずして自己の想像を其儘申告するやうな事がある。中には何等の辨明を聴かぬといふ態度で、申告する風を装ふ人もある。筆の人は受刑者が危険視して面從腹背決して尊敬される人でなく、口の人腕の人と何等選ぶ所はない。看守の職に在る人は自ら規律を守り實踐躬行で彼等の直前に立つ人でなければならぬ。自ら修養して築き上げた人格には何人も敵することは出来ぬ。人格は必須條件であつて、これあれば才智技倆の優れるものなくとも、

彼を指導し彼を感化する上に遺憾なしである。

受持看守と交代看守

數十人の一團が工場に又は監房に在る時、そこに工場受持看守、監房受持看守といふて或特定の人が之に配置せられ、其看守は昨日も今日も又明日も同一の場所に勤務するのである。其の受持看守が休憩又は缺勤する時は臨時に補充されるのが交代看守である。著者は此兩者に對する受刑者の態度に雲泥の差があると告白して居る。

其の要領は

私は受持看守の時は稍眞面目な態度で居るが、交代看守が來ると我慢が出来なくなつて、横着をやり折々それを看破されて呵責を受けるのであつた。工場受持と受刑者の間には親子の情合に似た一種の感情が流れて居る、或日自分の受持の受刑者が交代看守から折檻を受けて居るのを見て、デット観て居るに忍びず自分の子供が悪事をしたのを煽める心持で竟に交代看守に見せつけて、存分に受刑者に制裁を加へた。

受持看守が一組の受刑者を預るのは學校で受持教師が一組の生徒を預つて教導するのと同じの心持に成るもの

で、自分が擔當して居る工場から、行狀善良のもの、作業精勵なもの、褒賞を受けるやうな優秀な者が一人でも多く出ることを喜び、樂みとすると共に若し一人でも反則する者、受持看守の苦心を裏切るやうな不埒な者があれば、非常に遺憾に思ひ苦痛を感ずるのである。受刑者も亦其受持看守の心情を充分察知して居る、それ故に受持看守と受刑者との心と心とが融合し合致すれば、必ず其一個工場を繞る空氣は輒で穩であつて、坐臥にも作業にも好成績を顯すのである。稀には反抗暴行を繰返して、老練な看守をも手古摺らせるやうな者も無いではないが、概して歲月重ねて世話を受ける受持看守に煩しい心配を懸けまいとするのである。受持看守は自分の担任する受刑者の長所も短所も能く領解して居るから、指導監督が適當に行はれる。それであるから老練な受持看守を頻繁に交迭させることは多くの場合双方共損失である。僅に一日一二回一時間か二時間か不馴れの看守が代理して居る間に受刑者の態度がガラリと變る、受持看守に對

笑を禁じ得なかつた。

四十八時間以内に捕縛しなければ典獄の失態となるので簡単に理由付けて居るが、これは素人の料簡で齒牙にかけるに足らぬが、老練な看守が其逃走者の追跡捜査の方面へ配置され、工場監房の檢束戒護には未熟の看守が向けられるので規律が亂れるといふ事は有勝ちの事實である。逃走事故を重大視する餘り、工場や監房の檢束戒護が犠牲に供せられるので、そこに行刑上の規律に空障を生ずるのである。著者の苦笑に教えられるまでもなく、行刑當局者は誰でも萬々熟知して居る事である。逃走者を出すのは行刑の威信を傷けるので之を逮捕する事も緊急を要するが、其一面構内全般の取締に弛緩を生ずるのは當局者の恥辱であるから、大に考慮をせねばならぬ事である。

受刑者に對する言語

看守が受刑者に對する言語の優しいのと粗暴なものとは處遇の上に甚大の影響を及ぼすものである。違令反行

するやうに双方の氣持がシツクリ合はぬから、此の時間に作業を怠つたり監視の目を偷んで雑談に耽る事が多い。受持看守の選任、交代看守の配置變更等刑務所長以下幹部が其度毎に苦心するのも、尋常ないさるものである。新に工場又は監房の担當看守となると其處に收容されて居る受刑者の性格や技能を領解するやうになるまでには相當の期間研究と經驗とを要する。受刑者の方でも種々の苦心を重むる。時と場合に依りては受持看守を替えたり受刑者の入替をする方が得策であると思れる事もあるが、新陳代謝は利害の影響する所が多いから取捨選擇は慎重にせねばならぬ。

受刑者の逃走といふ事故は、いろ／＼の意味に於て重大視されて居るが、其逃走事故の勃發に就ての著者の感想は、

四十八時間内に逃走者を捕縛しなければ、典獄の失態となるので、大多數の老功看守が此方面に集中され、工場や監房は新米看守のみとなり、監内雖然として規律も何も無茶苦茶になつた、私は高が一人の監獄者の爲めに、こんなに騒がなくては、苦

の大半は些細の事故を看守の用語が粗暴であるのが原因となつて大事に至らしめるのである。反則の大部分は看守自らの挑撥に因るものであるとは殆ど全部の刑務所長の言明する所である。著者は

巡查上りと看守上りは口が悪いと云ふ話を聞くが、私は入所後者看守について此言の事實なるを確めた。看守の受刑者に對する言語は下劣を極めたものである。言語の感化には恐るべきものがある。看守はそれを知つて下等な言語を用ひてゐるとすれば、受刑者取扱の根本義を知らぬ者である。その下等な看守の言葉が感染したのか、在所者の使用して居る言語の粗暴な事は初めて飛込んだ新入者の一驚を吃するところである。受刑者の言語を矯正するには先づ看守の言語を人間並に直さなければならぬ、之が先決問題である。

野卑な言語が看守から感染すると云ふよりは受刑者から看守に感染すると思ふ場合が多い。受刑者仲間で見新に言葉を出す事もある、典獄以下諸役人の容貌や態度批評して仇名を付けたたり、食事の菜にいろ／＼の變名符調を付けたたり踏語で意思を通するやうな事もある。斯様な事は官吏の威信を傷け行刑尊嚴を辱めるものであるから之

を誠しめ彼等自ら其非を悟るやうに指導せねばならぬ。
看守の言語も受刑者の言語も野卑なのが多い、其孰れから感染したにせよ、言語が其人爲を表現し人の意思行爲を左右するものであるから先づ行刑當事者から用語を慎まねばならぬ。

細心の注意と同情

自由を拘束され、社會から隔離され家庭から遠ざかる別天地に起臥する弱者は常に寂寥を感じつゝ物足らぬ生活をして居るのである。其人を處遇する行刑當事者の態度一舉一動渠等の視聽に觸れて、或は慰安となり或は煩悶の種となる等其の影響する所が甚だ大である。行刑當事者が總べての取扱の上に細心の注意と眞面目の態度を以て臨まねばならぬのは、それが爲めである、著者は其目に觸れた一二の例を擧げて居るが、至極適當の感想であると思ふ。

或日典獄は便捨場の蓋を靴の足先で開け、暫く中を覗てから又元通りに直して工場の方へ行つた。それから二三日過ぎた或日

の午後便掃除人が夫が汲み取つた兩便を便捨場に捨て、居ると、或看守長が鼻孤まんて急いで通過した、自ら便捨場の蓋を開けて見る典獄と、鼻を孤んで通り過ぎる看守長の行爲を比較して彼此と評する譯でもないが若し、看守長が典獄の行爲を目撃したら果して如何なる感を起すであらうか。

注意深い典獄の作す所敢て珍しくもなく賞揚する程の事でもない當然の事であるけれども、人の嫌がる、避けて通る場所を自ら進んで行く、其處に何物をか得んする細心の注意と衛生保健を念とする態度が渠等の好感を購ふのである。最小の注意も渠等には最大の感激となるのである。刑務所の長官として統御の全權を握つて居る人が、部下に命じても済むやうな事を、人の嫌忌する事柄に身を以て當るといふ眞摯な態度が渠等の胸裏に印象する處渠等の自覺を促し其の反響する處全般に善い結果を贏ち獲ることは云ふまでもない。

或日入浴日に、某受刑者が一人工場へ居残つて作業をしてゐると、典獄が見廻はつて、「おまへは何故風呂に行かなかつたか」と尋ねた、その男は「へい鳥渡風を引いて居りますから参りま

せんと」答へた。それは一時通れの方便に過ぎないと思へなかつた、典獄は「あゝ左様か」と其儘他の方面へ行つた。暫くすると醫師が来て其男を臨時診察をした。受持看守も當人も怪訝な顔をして居たが、これが典獄の指圖であることが解つて、受持看守は恐縮し當人は感極つて涙を流した。

或時典獄は病舎の窓外に立つて看病夫に向ひ、「どうだ此頃の朝の加減は、微温いか熱いか」など尋ねながら病床に横はる患者を見舞つて呉れる事もあつた。

病氣でも診察を願出でなければ診察せぬ、願出でも詐りて病氣と装ふのではないかと疑て碌々取次が又診察しても大概知れたものぢやと云ふ様な態度で解決する不親切な看守や醫師は此の典獄の態度を何と見るであらうか、欺かれるとも病氣と聞けば大事に取扱ふ所に妙味があつたのではないか。況んや軽い病氣として取扱つて圖らずも急變して回生の望絶えたといふ例も往々あるではないか此等の點は餘程考慮すべき事である。又病者の慰問は誰よりも典獄の一言に感謝する親切な醫師の治療に感謝するのは勿論だが典獄や工場監房受持看守が折々病

室を訪る事は無上の慰安となり快感となるものである。甲を慰め乙を看過することは依姑偏頗の仕打と思はれるから、慰問するならば時を同ふして病者全部を残らずするが宜いと云ふ人もある、それも可い、けれど左程に重大視せずとも慰問する人に誠意があれば口頭で慰めずとも其の心は通ずるであらう。唯拘禁の身には周邊に親しき兄弟や妻子の侍するでなく、看病人から親切に心添えられても何となく寂漠な思に日を送て居るのであるから、屢々病室を見舞ひ、醫師や患者から病狀の一端を聞かやうにするのが、渠等の感化を促進するに大なる力となること、信ずる。又日常の食物でも經費に限りあれども、出来るだけ注意して旨く食べるやうにする事は治療の上にも處遇の上にも大なる關係があるから殊に吟味して調理せねばならぬと思ふ。

(以下次號)

挨拶
自立會副會長 佐藤 乙二氏
講 師 増上寺貫主 道重 信教師
代 理 窪川 旭丈師

東京府内務部長 百濟 文輔氏
警 視 前田 佐門氏

第三會場 深川東森下町 深川小學校(午後六時半)

講 師 東京市社會局長 矢吹 慶輝氏
東洋大學教授 加藤 咄堂氏

「誰が罪」 映寫、ハーモニカ演奏
「街の子」 その他映寫レコード演奏

第四會場 淺草 岡田傳教育年傳道會館(午後一時至四時限り)

講 師 芝中學校長 渡邊 海旭師
ドクトル 衆議院議員 安藤 正純氏
外敷名

- (一) 電車廣告
- (二) ビラ撒布
- (三) 立看板(公園其他目貫ノ場所へ)
- (四) ポスター掲出
- (五) 新聞社歴訪
- (六) 映画
- (七) 標語(洗つた器には盛れ 改めた人には親しめ)

會 報

作業技師練習所閉所式

八月十七日開所式を挙げた作業技師練習所は開所すること短期間ではあつたが、熱誠なる講師の講義と、講習員の勉強とによりて充分なる効果を修めて、九月五日閉所式を舉行了した、式は午前十一時半始まり松井所長代理より修業者一同に(修業者氏名は入所時に同じ)修業證書授與され、次いで左の式辭あり。

松井練習所長代理式辭

本日作業技師練習所修業式舉行に當り閣下並びに講師各位の御臨席を恭うしたることを御禮申し上げます。併て講師各位には用務御多端且つ極暑の中にも拘らず、本協會の爲めに御出講下され、豫期以上の効果を上げ得たることを協會は感謝します。次に講習員諸君は學生々活を離れられてから長い時を経、現に家庭生活をなされてゐる、方であるから、非常に困難を感じられたであらうけれども、熱心に修業されたること

講習會の目的趣旨が奈邊にあるかは開所式に申し上げたる通りであります。刑務作業は行刑政策上重要な部分を占め、今後益々發展改善せらるゝ所あらねばなりません。然し事情の上からも、社會政策、經濟政策、又刑事政策の上からも種々の困難が存するのでありますから、單に作業の能率を上げるだけではその目的に叶ふものとは申されないのであります。諸君はこれより任地に飯へられて、短期間に研鑽されたるものを實地に應用せらるゝのであります。刑務作業の改善は實に諸君の力に俟つのでありますから、一層の御努力を願ひます。刑務作業の成績の上と否とは諸君の面目に關し、延いては本講習會開催の効果如何にも關するのであります。乍簡單以上を以て閉所式の辭とします。

次に講習員總代の答辭あり。

答 辭

本日第一回作業技師講習會終了の式を舉行せらるゝに當り閣下並に諸賢の御來臨を辱ふしたるは、誠に生等の感謝に堪へざる所であります。

願るに刑務所の作業は、日進月歩驚くべき發達を遂げ、實に作業技師の制が設けられ、又今回作業技師の任命を見茲に第一回講習會開設せられたるは、作業に一

新紀元を劃したるものでありまして、當局が斯の如く意を用ひられたるは國家の爲に誠に慶賀に堪えない所であります。而て生等は此意義深き講習會に於て、刑務一般に就き講師各位の御懇篤なる御教授を得ましたのは、最も光榮と深く感謝する次第であります。茲に於て愈々生等の責任の重且大なるを感じ奮勵努力以て閣下並に諸賢の御訓戒を服膺し當局の御主旨に副ひ奉り、行刑作業の改善收容者の職業訓練に格勵し、且つ作業をして時代の進展に遅れない様努め度いと思ひます。茲に講習生一同に代りて謹んで一言申述べ答辭と致します。

大正十四年九月五日 講習生總代 前田 靜雄

式後主客共に食堂に入り、林次官立つて來賓並に講習員一同の健康を祝して乾盃し、講習員總代之に答へて謝辭を陳べ歡談を交へたる後散會せり。

因みに開所期間中に實地見學したる箇所は、東京放送局、印刷局王子抄紙部、小菅刑務所、鐵道省大井工場、巢鴨刑務所、横須賀海軍工廠及び軍艦長門、であつた。

第十七回刑務官練習所

開所式

第十七回刑務官練習所開所式は九月十一日午前十一時

可全	今井安藏	福島全	高橋作三
新島全	遠藤勝三郎	同全	佐藤宗助
大阪全	飯本安次郎	秋田全	柿崎忠藏
同看守	大前兼助	札幌看守	三東眞清
京都全	伊藤二三郎	兩館看守	平田弟一郎
同全	押谷彦三郎	岡崎看守	宮川良甫
神戸全	石川榮市	少年看守	山永正
滋賀全	西川健治郎	同全	堀田龍治郎
徳島全	石川源一	京城看守	清水義亮
高松全	中野健太郎	門大看守	小見門卯七
高知全	氏次武雄	同看守	徳永藤助
名古屋看守	笠井成雄	平塚看守	青木茂
山口看守	梶田歳男	新義看守	古川三郎
岡山全	岡井定男	海州全	三木甚平
長崎看守	徳永方作	大邱全	澁谷力
三池看守	今田軍一	支所全	韓相琦
福岡看守	三喜築太	木浦全	森田久成
大分看守	木村半藏	群山看守	椿井三郎
熊本看守	納身五郎	支所看守	向三藏
神戶看守	磯間實斐	臺中同	高田健吾

以上五十二名

本會總裁交代

去八月二日司法大臣の交代あり、小川平吉閣下辭任、江木翼閣下就任されたので、同氏を本會總裁に推戴することゝなつた。

寄附金感謝録

財界萎靡不振の折柄本會の事業に賛同して多額の金圓を寄附された方々及び募集に苦心、奔走して下されてゐる會員諸彦に對して衷心より感謝の意を表する次第であるが、前に本誌に掲載後の寄附者氏名及寄附金額は

- 一、金五千圓也 安田善次郎殿 (名譽會員に推薦)
- 一、金二十圓也 廣川勇松殿
- 一、金十圓也 高井卯太郎殿

新鴻刑務所

衛生材料審査部設置

各刑務所の衛生材料は種類、形状、品質、價格等を各異にするのみならず、新古一様でない。就中醫療器械の如きは殆んど使用に堪へないものが尠くない。本會は之が改善を計らんが爲め、司法當局とも交渉の結果衛生材料審査部を設置して、衛生材料の規格統一を計ることになつた。

刑務協會衛生材料審査部内規

- 一、審査部は衛生材料ノ規格 統一シ品質價額等ヲ審査シ低廉ニシテ良質ノ材料ヲ撰定供給スルヲ目的トス
- 二、審査部ハ部長一名、審査員五名、幹事七名、書記若干名ヲ以テ組織ス
- 三、部長ハ行刑局長ヲ仰キ審査員幹事書記ハ左ノ諸氏ニ囑託ス

審査員

- 司法書記官 松井和義
- 同 辻敬助
- 同 正木亮
- 司法省衛生官 芥川信

幹事

- 刑務協會理事 香川又二郎
- 小管刑務所保健技師 古矢嘉助
- 市谷全 大草東三郎
- 豊多摩全 土川種次郎
- 旗鴨全 曾川良貞
- 醫務衛生囑託 向井淺三郎
- 刑務協會主事 江村繁太郎
- 全 島田榮造

書記ハ刑務協會書記ヲ以テ之ニ充ツ

- 四、幹事ハ衛生材料ヲ撰擇シ審査會ニ附屬シ購買 給其ノ他ノ事務ニ従事ス
- 書記ハ部長ノ命ヲ受ケ庶務ニ従事ス

第二區の演武大會豫定

演武奨勵の新計劃に就いて前號に報道して置いたが第一區に於ては第一回演武會を來十月中旬左記各項に依り巢鴨支部に於て開催することに決定した。巢鴨支部長の報告を參考のため左に記載する。

- 一、優勝試合ハ十月十八日トシ午前八時ヨリ剣道、午後一時ヨリ柔道ヲ行フコト
- 二、第二區ニ配當ノ刑務所及少年刑務所ヨリ當日定期三十分前迄ニ劍士三名、搏士二名ヲ派遣スルコト
- 若シ定員ヲ派遣スルコト能ハサルトキハ地權トシ優勝試合ニ參加スルヲ得サルモノトス
- 三、選手ハ當該刑務所看守長及看守トスルコト
- 四、試合開始後ニ於テ負傷其ノ他ノ事故ニ依リ落伍者アリタルトキハ不戦敗トスルコト
- 但シ兼ニ補員ヲ派シ補充スルハ差支ナシ此ノ場合ニ於ケル補員ハ第三號ノ職員ニ限ルコト
- 五、優勝試合ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ行フコト
- イ、試合ハ三本勝負トス
- ロ、第一回ハ全部ニ付第一勝戦ヲ行フ
- ハ、組合ハ抽籤ニ依リ對抗スヘキ刑務所ヲ定メ地權等ノ爲奇數トナリタルトキハ一組ヲ不戦一勝トス
- ニ、勝敗ハ探點シ點數ノ多キ組ヲ以テ勝トス但シ點數同一ナル

- トキハ双方ヲ勝トス
- ホ、探點ハ一勝ヲ一點トシテ計算シ引分及負ハ探點セス例ヘハ二勝一敗ハ二點、一勝一敗引分ハ一點、一勝二敗ハ一點トスルカ如シ
- ハ、第二勝戦ハ第一勝戦ニ於テ勝トナリタル組及不戦一勝トナリタル組ヲ台シ前各項ニ依リ決戦ヲ行フ第三勝戦以上亦此ノ例ニ依ル
- 六、優勝ノ組ニハ優勝旗、表彰狀及賞品ヲ授與シ優勝ニ亞ク二組ニハ各賞品ヲ授與スルコト
- 七、優勝旗ハ次回演武會開催ノ際主催地支部長ニ返付スルコト
- 八、九月末日迄ニ出場選手ノ等級(段又ハ級)、官職氏名ヲ集鴨支部長ニ通報スルコト
- 九、各組ニハ代表者ヲ指定シ抽籤其ノ他交渉ノ任ニ當ラシムルコト
- 一〇、第二區聯合支部ニ於テ優勝旗ニ流ヲ製作シ其ノ費用ヲ分擔スルコト
- 一一、選手ノ宿舍ハ集鴨支部ニ於テ斡旋スルヲ以テ宿泊ノ日及ヒ員數ヲ十月十日迄ニ通報スルコト



病氣の教訓

海のものに海の有難味はわからない、健康なものに健康の有難味はわからない、

天が人に病氣を與へるのは、健康の有難さを訓へて、常時攝生の必要を自覺せしめんとする宇宙の意思であらう。

威張れるもの、思ひ昂る者、横着な人を人とも思はぬ者、その他いかなる悪徳の所有主と雖も病氣にはかたはらない。病氣の前にはいかなる悪人と雖も従順であり、素直である。そ

して、日頃の自己の尊大や自惚や無恥を省みる。

喧嘩ばかりしてをる夫婦も、妻か夫か何れか一朝病氣に罹れば、作夜までの尊大や威張りや生意氣をさらりと捨てて、思ひ遣りのある良夫となり、貞婦となる、こゝに於て夫も食はぬといふ夫婦喧嘩は最早有り得ないのである。

病氣は自己反省の機縁であり、他を思ひやる心の動因である。ヘーゲルは凡て有るものは合理的なりといつたが、病氣にも道理がある。

大分涼しくなりました。
どなたもおからだをお大事に

一夫一婦以外の性的關係は不道德

戀愛の三角關係や四角關係が上流階級や知識階級に於て流行する新聞記事をよく見るが、これは強ち上流階級、知識階級に於てのみ行はるゝのではなく、下層社會や無知階級に於ても頻繁に行はるゝのである。三角關係や四角關係に立至る理由は止むに止まれぬ機微な事情に因るのであらうけれども、結局良心の麻痺、意志の薄弱に依るものと認められるものが多い。結婚以外の性的關係は非常に夫婦の一方に精神的打撃を與へるのである。夫が貞操正しき婦を願みず妻が親切な夫を捨て去つたとすれば捨てられた一方の精神及び生活は全く攪亂されてしまふに違ひない。若し良心の麻痺してゐない體

義的精神のある男であり、女である限り眞面目な配偶者の煩悶懊惱する有様を見るに忍びないであらう。性的關係に付き貞操節義を厳守しない程人間の品性を墮落せしめるものはない。一夫一婦互に其の人格を認め合ふて、品位を保持して行かねばならぬ。

季節の變化

日が麗かに、天高く、秋の日はまことに氣持がよい。一年ちゆう、こんな日が續けばよいのに、といふやうな感想も起るけれども、秋のよいのは、汗を流して炎暑と戦ひつゝ、長い長い夏の日を過ごして來たからである。例へばきついで坂をあへぎあへぎ辿り上り、漸く峠について、涼風を懐に入れるので、涼しさが一段と身にしみるやうなものである。

又このうらゝかな秋もやがて過ぎ、きびしい冬がすぐによつて來るといふ豫想も、今の秋の心を一層うれしいものにする。つまり秋のうれしいのは、秋が炎熱の夏と、嚴寒の冬との間に介在してをる爲に、それに對照して、一段とよいことになるのである。一年中、秋ばかりであつたら、いかに清涼な秋と雖もそんなうれしいものではない。いくら美味しくて三度々々同じ御馳走では恐れ入る。それと同じ理である。

外國には一年中夏ばかりの國がある。又一年中冬のみ國がある。併し我國は地形が南北に狹長に、それも殆んどすべてが溫帶地方に屬してゐるので、寒暑共に烈しからず、四季の推移がまことに適當に行はれてをる。四季が分れて循環するので、春は

いよいよたのしく、秋もますますうれしい。それぞれに其特色を發揮して、人に快適である。そのみか、四季の循環によつて、春から夏へ、又夏から秋へ移らんとする過渡の季節が頗るよいのである。これは早春晩春、初夏、新秋、晩秋、初冬といふやうな熟語があつて、それが古來文學美術の作品の命題になつてをるのを見て明白である。特に、櫻が散つて青葉になり、やがて蛙がな

く頃になる晩春初夏の氣分、又、古人が「秋來ぬと眼にはさやかにみえねども風の音にぞ驚かれぬる」と歌つた新秋の氣持などは、歴史や自然を背景として、日本人のみが味ひ得る中間季節の趣味である。これは恐らく外國人には分るまいと思はれる所である。

二億萬圓の小學校費

子供が七つ八つになると小學校へ通ふやうになる。そんなことはどこの家にもあることだから別段大問題とも思はれないが、これを全國の問題として考へて見ると大變なことになる。

現在我國で小學校へ通つてゐる生徒は大概一軒の家で一人か二人たがそれが全國となると九百六十万になる、此生徒を教育する爲に市町村が教育費として支出してゐるお金が二億圓以上になると云ふから馬鹿にはならない。それ丈の大金を使つて子供を教育しながらそれが満足に生育して行かないとすれば、死金になつてしまふ。それにも一つ驚くことは學齡兒童でありながらいづれの事柄で學校へも行つてゐない所謂不

就學兒童が一寸二百万人もあると云ふことだ。これが又大問題である。これ丈の人を學校へもやらすに放任して置くと云ふことは國としても考へねばならぬが、これは一軒一軒の問題としても考へて見ねばならぬ、子供は學校へ行つて勉強することゝ、遊ぶことが仕事なのだ、それを親の都合で勝手にいろいろの仕事に追ひ廻すことは子供の將來のためにはならぬ、そこは親の方で我慢をして、努めて子供は矢鱈に追ひ廻はさないやうにし、専心に勉強をさせ、のび／＼と發育させるのが親の義務であらう。

兒童と活動寫眞

子供に活動寫眞を見せては不可ない。——とやかましく云ふ人がある。なるほどいつしよに連れて行つて一

寸困るときもある。しかし今日となつては子供に活動寫眞を見ては不可ないと頭張つてゐられなくなつてゐる。見せないとすれば余計に見たがる。それでは面白くない。むしろ私に云はせれば、子供の活動寫眞を見たがる心持を利用してどんどん「いゝ映畫」を見せるやうにすればよいと思ふ。それには、今の興行館ではさううまくはゆかぬ、所謂興行映畫と云ふ奴は興味本位で、商賣になるやうになつてゐるから、子供の教育上には困るものも少くない、しかしこの頃の映畫はどれも教訓を含んでゐるのだから、説明者の説明以外に父兄がうまく説明を補充して、もし悪いことが出て來れば「ほらあんなことをするとひどい目にあつてしまふだらう」とうまく教育的に轉換

民國二十九年十月十四日